

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<歳入、総務部、南部東部振興、くらし創造部、景観・環境局>

開催日時 平成30年3月12日(月) 10:03~16:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

奥山 博康 委員長

川口 延良 副委員長

亀田 忠彦 委員

猪奥 美里 委員

川田 裕 委員

大国 正博 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

粒谷 友示 委員

中村 昭 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

辻本 総務部長

中 危機管理監

梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

山本 南部東部振興監

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○奥山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、欠席者はありません。

理事者として、人事委員会事務局長が出席されています。よろしく申し上げます。

はじめに傍聴についてですが、当委員会は本日より6日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は20名を限度に入室していただきますのでご承知ください。

次に、本日、「平成30年度当初予算案・平成29年度2月補正予算案、新規事業の内容」ほか2件の資料をお手元に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、南部東部振興、くらし創造部、景観・環境局の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆様には、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

**○亀田委員** スポーツ振興について、2～3点お聞きします。

まず1つ目、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の22ページに、新規でスポーツ施設のあり方検討事業の予算が、1,000万円計上されているのですが、私も以前から県内のスポーツ施設は、大分老朽化も進んでいることや、少しずつ足りないことによって大きなゲームなどができないということもあるし、ある一定の時期にいろいろな施設の再チェック、設備の修復、建てかえ等を検討しないといけないのではないかと言い続けてきましたけれども、この内容について教えていただきたいと思います。

**○三原スポーツ振興課長** 今、ご質問がありましたスポーツ施設のあり方検討事業についてです。亀田委員お述べのとおり、県の施設において、機能拡充にこれまで取り組んでいるところですが、多くは整備後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況です。また、先ほどご指摘いただいたとおり、プロスポーツをはじめとする大規模な大会、スポーツイベントが開催可能な機能・規模を有する施設も限られている状況です。既存スポーツ施設をこれからどう機能を向上させていくかとあわせて、新たなスポーツ施設の整備も課題と認識しています。そのため来年度は、10数年後に開催が予見される国体等も視野に入れ、県内において必要となる施設の機能や規模、配置などを検討させていただき、また施設については財源等が必要ですので、国庫等の有利な財源や民間資金、ノウハウの活用も含めて、中長期的な観点でスポーツ施設の整備のビジョンを取りまとめたいと考えています。以上です。

○亀田委員 施設整備のビジョンを策定と書いてあるのですけれど、県庁内で策定するという認識なのですか、それともいろいろな有識者の方にも意見を聞いたり、市町村との調整も入っているのかと思ったりするのですけれど、もう少し詳しく教えていただきたいです。

○三原スポーツ振興課長 予算に計上している事業は、委託費で、策定作業等については外部の専門事業者に発注しますが、当然検討の過程においては、これまでからも奈良県の施設だけではなくて、特に、中核市である奈良市、運動施設として大規模な施設を有する橿原市等、市町村の方との意見交換、あるいは各種スポーツ推進審議会はもとより、施設の整備等について専門的な知見を有する方々のご意見も踏まえて検討したいと考えています。以上です。

○亀田委員 よくわかりました。委託業者が決まれば、多分そういうことも業者には言っていただけのだとは思いますが、とにかくアンバランスなことにならないように、今まで言い続けてきましたけれど、隣に、市町村の施設があるのに同じものが近くにあることがないようにというのがまず1点。あとはせっかくつくるのであれば、大会の規模に合わないから、陸上競技場が使えないなどということにならないように、できるだけ分析しながら計画を立てていただきたいのが一つ。もう一つは、これも今まで言ってきましたけれど、スポーツは地域振興にも観光振興にもつながるし、教育的な部分にもつながるというオールマイティーにいけるものだと思うので、スポーツをとにかく振興していただきたいと言い続けていますけれども、特に南部・東部地域にも施設をいろいろと配置していただき、宿泊を伴う大会などをしていただくと、その地域も潤うのかと思ったりもしますので、そのあたりの観点をよく伝えていただいて、結果的に検討してどうなるのかはあると思いますけれども、その辺のポイントを、ぜひお伝えしていただきたいと思います。

もう一つ聞きたいのですが、国体が13年か、14年後ぐらいに奈良県で開催ということですが、明確に手を挙げることができる時期というのは何かあるのですか。もし今わからなければ後日でもいいので、教えていただきたいです。

○三原スポーツ振興課長 国体の開催については、庁内はもとより体育協会や市町村、競技団体等と調整し、しかるべき時期に内部的な調整を踏まえた上で正式に手を挙げる時期は来るかとは思いますが、先催県等の例などで画一的なものではないため、時期については、今、先催県等から情報をとっているところですので、今どの時期に手を挙げるかについては、明確なお答えは持ち合わせていない状況です。

○**亀田委員** 状況がわかれば、また教えていただきたいと思います。とにかく2年後には東京オリンピック・パラリンピック、その1年前にはラグビーワールドカップ2019、1年後には関西ワールドマスターズゲームズ2021もあり、スポーツイベントがめじろ押しですので、明確に12年なのか13年なのか、14年後なのかは、多分10年後ぐらいまで先は決まっていたのではないかと思うのですけれど、その次に奈良県がどこで開催できるのかを、どの時期で手を挙げるのかも含めて早く決まれば、お尻が決まると計画も立てやすいということもあるでしょうし、その先には20年後のリニア新幹線の開通もありますので、そのあたりも見据えてお願いしたいと思います。

とにかく来年の今ごろには、スポーツ施設整備ビジョンが奈良県のスポーツ施設をつくるに当たっての根本になるものではないのかと思っていますので、ぜひ、途中途中で進捗をいろいろとまた教えていただきたいと思っていますけれども、できるだけ将来に向けてすばらしい計画ができるようによろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、同じくスポーツ振興の話ではあるのですけれども、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地というのか、ホストタウンというのか、何回も質問させてもらっていて、なかなか理解が深まらなくて申しわけないのですけれど、奈良県内のキャンプ地招致に向けた動きの最新のものを教えていただけたらと思います。

○**三原スポーツ振興課長** 亀田委員からご質問のキャンプ地招致と、あとホストタウン制度のご紹介もありましたので、まずはホストタウン制度について、ご説明します。

ホストタウン制度は、東京オリンピック・パラリンピック大会に関連した取り組みです。東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に、参加される国と人的、経済的、文化的な相互交流を図ろうとする県内の自治体を、国が登録して支援する制度です。目的は、地域の活性化の推進です。本年2月末現在で、全国で288団体がホストタウンに登録されている状況です。

なお、キャンプ地招致の必須条件ではありません。ホストタウンの中にはキャンプ地招致に取り組んでいる自治体が数多くありますけれども、ホストタウンになるために必ずキャンプ地招致をしなければならないということではありません。交流をすることが先にあります。

県内の状況ですが、平成28年6月に奈良市、大和郡山市、天理市の3つが先に登録をしています。また、昨年12月に、橿原市がホストタウンとして登録されています。この4市については、いずれもキャンプ地招致に係るホストタウンの活動です。そのうちスイ

ムピア奈良、橿原公苑の県立施設が所在する大和郡山市と橿原市については、県も連名で登録をしています。県としましては、ホストタウンに登録されている4市や競技団体などと連携してキャンプ地招致の活動に取り組んでいるところです。

もう少し詳しく述べさせていただきますと、奈良市がオーストラリアの女子サッカーチーム、大和郡山市がシンガポールと香港の水泳チーム、天理市がフランスの柔道チーム、橿原市がカザフスタンの陸上チームと女子バレーボールチームをターゲットに、キャンプ地招致活動を行っています。また、ホストタウン登録とは別に4市以外の市町村でもキャンプ地招致活動に取り組んでいるところがあり、数カ国の海外チーム招致の活動も展開しているところです。以上です。

**○亀田委員** イメージとしては東京オリンピック・パラリンピックだけではなくて、将来的にも述べられた地域と外国とが、ずっと国際交流ができる意味合いも非常に高いという認識でいいのですよね。せっかくの機会ですので、国際交流が広まればいいですし、トップスポーツを目の前で見られることにもなるでしょうから、ぜひしっかりと市町村の応援を、県としてもしていただきたいと思います。

キャンプ地、ホストタウンについては以上です。あと2点だけ、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」に記載の、新規事業で教えていただきたいのですが、22ページの2018国際ゴールドマスターズ奈良大会開催支援事業の内容と、23ページに、東京オリンピック・パラリンピックに向けた奈良県PR事業の中で聖火リレー云々と書いてありますが、どんな内容なのかを教えてくださいたいと思います。

**○三原スポーツ振興課長** まず、国際ゴールドマスターズについてです。これは国際大会で、特にシニアを中心とする競技大会です。競技としては陸上競技と水泳競技です。主催は、一般社団法人国際マスターズ競技連合で、奈良県では、意義のある大会として支援をしていこうというものです。2019年、2020年、2021年と日本ではゴールデンスポーツイヤーズと言われておりますが、前年の2018年から国際大会が開かれることに意義を感じており、スポーツ振興だけではなく、海外からも選手の方が訪れますので、地域振興につなげたいと考えています。

オリンピック・パラリンピックに向けた奈良県PR事業の中で聖火リレーがあります。1964年にも聖火リレーが行われていますが、それからいろいろ交通事情等も異なっていますので、現在、聖火リレーについてはIOCと東京オリンピック・パラリンピック組

織委員会が、詳細について検討されているところです。聖火リレーをすること自体は決まっているのですが、詳細については決まっておりません。ただ、全都道府県に何らかの形で聖火リレーのルートができるということで、各都道府県に対して県内でのルートの選定や、ランナーの選考方法等について検討する方針が示されていますので、詳細はまだ示されていませんが、県内ルートの確定等を検討したいということが1点と、あと、いわゆる聖火リレーとイベントだけではなくて、当然オリンピックに向けた機運を盛り上げるという観点もあるのですが、事業名にもあるように、奈良県を世界にPRするチャンスだと捉えており、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成とともに奈良県を世界にアピールできるような取り組みも検討していきたいと思っています。以上です。

**○亀田委員** スポーツ振興にかかわる予算が、かなりたくさん計上されていますので、本当は一つずつ聞いていきたいところなのですが、ぜひ平成30年度もしっかりと取り組みを進めていただければと思います。

最後に1点、要望です。ワールドマスターズゲームズの開催が2021年だと思うのですが、綱引きが葛城市、カヌーが吉野町と、要は今、南部・東部地域とまたつながったので、これはスポーツ振興の部局ではなくて、南部・東部地域の担当になるのかもしれませんが、いろいろなスポーツイベントを南部・東部地域で実施しているのですけれども、それも一つずつ何かふやしていけばと。ヒルクライムやK o b o T r a i l等は、大分定着してきたというか、宿泊してもらいながら実施するので非常に前日の前夜祭も盛り上がると聞いているのです。吉野町でカヌーをやるのであれば、カヌーの大会ができる施設があるのかと思ひまして、せっかくワールドマスターズゲームズでやるのであれば、一過性で終わるよりも、何か工夫して2～3日の大会が組めるのであれば、それも一つの南部東部振興になるのかと、これは三原スポーツ振興課長のところではないかもしれませんが、何かご意見があればお聞きしたいです。

**○三原スポーツ振興課長** ワールドマスターズゲームズで、特に吉野町でのカヌーについてお話がありました。当然、スポーツ振興課ですが、その中の大きな要素として南部・東部地域の振興の一つの目玉といったら少し言い過ぎかも知れませんが、我々もスポーツを通じて南部・東部地域を振興する観点で主に取り組んでいることは事実です。特にカヌーについては、今、吉野町の津風呂湖が会場になるのですけれども、前回の国体の開催会場になっていたことに加えて、地元の吉野高等学校にカヌー部があり、練習されているという土壌があります。町村はまたがりますが、川上村おおたき龍神湖では、以前か

らカヌーのイベントを実施しており、大台ヶ原のヒルクライムマラソンと合わせたアウトドアチャレンジレースというイベントをしています。吉野町の津風呂湖はもちろんですが、周辺地域でカヌー、ひいてはアウトドアスポーツの相乗効果が得られるように、関係課と十分に調整を図りながら進めていきたいと思っています。以上です。

○**亀田委員** もう既にやっけていただいているということであれば、それも利用させていただいて、せっかくの機会だと思ったので、追加で質問させていただいたのです。私の選挙区から特にやっぱり南部地域の振興に、スポーツを使っていただくというのは非常に効果的かと思いますので、重ねてお願いして私の質問を終わります。

○**小林委員** それでは、質問させていただきます。

初めに、一般会計歳出予算の概要では、人件費が16億円減で、そのうち退職手当分が12億円、退職手当以外が4億円となっています。お尋ねしたいのは、知事部局で2017年度の退職手当を1億7,000万円減額補正するということですが、支給基準の引き下げによる影響額はどの程度あるのでしょうか。

そして、自主的な給与抑制措置はすべきでないと考えますが、どうでしょうか。

もう一つお尋ねしたいのは、扶助費の減も出ていますが、その主なものはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

○**乾人事課長** まず、退職手当で今回の減額補正を上げさせていただいている分で、12月に議決いただいている退職手当の引き下げに係る分は幾らかというお尋ねに対してお答えします。

総額で知事部局減額の分が、小林委員お述べの1億7,000万円ですけれども、退職手当の支給の引き下げに伴う効果として7,300万円と見込んでいます。

続いて、給与の自主的な抑制措置についてのご質問もありました。厳しい財政状況に鑑み、引き続き実施をさせていただきたいと考えています。なお、平成15年度以降、平成30年度を含めた効果については約227億円の節減効果を見込んでいるところです。

私からは以上です。

○**阿部財政課長** 小林委員から扶助費の減額についてご質問いただきました。扶助費の今年度の前年比減となっている要素ですが、大きい項目としては生活保護費が9,900万円の減、肝炎医療費公費負担が6,400万円の減、児童扶養手当給付費が4,200万円の減となっています。詳しい減少の要因等については、各部局審査時にご質問いただければと思います。

○小林委員 意見だけ申し上げておきます。人件費の減が大きく、退職手当の引き下げによる影響も大きいと思います。ほかの部局、警察や教育委員会もあると思います。もう一つの扶助費の減の主なものが、生活保護費になると思います。今、ご答弁がありました歳出の減で、大きなものが人件費で、それだけ職員へのしわ寄せがいつていると。それから扶助費の減の大きなものが生活保護費ですから、低所得者へしわ寄せがいつていると。言葉を言いかえれば、そういう方が犠牲になっているということではないかと思います。やはり自主的な給与抑制の継続はやめることを改めて求めたいと思いますし、生活保護費の抑制の対応も改めていただきたいと意見として申し上げておきます。

次にお尋ねするのが、自主防災組織の消防団の問題です。災害対策基本法に規定されていて、災害発生時に初期対応や防災活動に取り組む自主防災組織の県内の組織率が、新聞報道によると2017年4月、全国平均を下回る79.5%にとどまり、全国36位に低迷をしていると。近畿2府4県では最下位になっています。この状況をどう受けとめられていらっしゃるでしょうか。また、組織率を引き上げるための対策としてはどのように取り組まれているのでしょうか。

○青野安全・安心まちづくり推進課長 お答えします。

自主防災組織率は、消防庁が毎年度初めに市町村へ一斉調査をしているものです。その調査によると、奈良県の自主防災組織活動カバー率は、小林委員お述べのとおり、2017年4月1日現在で79.5%、全国平均の82.7%を下回っている状況です。平成17年の24.4%から見ると55.1ポイント向上しており、伸び率だけでは全国5位となっている状況です。しかし、過去には自主防災組織活動カバー率が80%を超え、全国平均を上回っていた時期もあります。近年、低迷していることは深刻な事態だと受けとめています。低迷の理由は、市町村によっても異なるかと思われませんが、都市部での人間関係の希薄化による自治会組織の衰退や過疎地における高齢化などが、要因の一つとして考えられると聞いています。

県では、自主防災組織の結成や活性化に向け、従来から、自主防災訓練支援事業や安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業、安全・安心まちづくり人材育成事業などを実施しており、自主防災リーダー研修会においては、これまでに2,000人以上のリーダーを輩出しました。また、ホームページやウェブ通信による啓発、テキストやパンフレットの配布、DVDや避難所運営訓練キットの貸し出しなどを通じて、自助、共助を促進し、地域の防災力を高められるよう取り組んできました。さらに、来年度には地域防災支援担

当者制度を立ち上げる予定をしておき、県職員及び県職員退職者に地域を担当していただき、自主防災組織の結成や活性化を働きかけることとしています。県としては、自主防災組織活動カバー率の向上を目指して、さまざまな取り組みをしっかりと展開していきます。以上です。

○**小林委員** 自主防災組織が非常に低下しているという問題ですが、私は、組織率をカウントする基準が、非常にまちまちだということに問題意識を持っています。奈良市の場合、自治連合会に加入していないとカウントされない状況です。言いかえると、自治会に加入していなくても、町内で自主防災組織を立ち上げて取り組みをしているところもあります。実際の活動としてかなり活発にやられていて、古くからのまちですので、独自に町内にある井戸水は災害時には飲用に使えるかどうかという調査・検査などもして、災害時には水が要るだろうということで、いろいろ取り組んでいるところもあります。自主防災組織活動カバー率が、自治連合会に加入している範囲だけとなると、自治会に加入していないところは全く外れてしまうわけです。それぞれの市町村によって、異なる状況があるのですが、県はそういうことも把握していただいて、本当に機能する自主防災組織活動カバー率も、もちろんふやすのですけれども、先ほど言ったような実際にきちんと活動している自主防災組織には、訓練の通知も来ないし、何も知らされないという状況に置かれていますし、また、これは奈良市の場合ですが、補助金も全くおいてこないという状況もありますので、その辺もよく把握をしていただいて、本当にカバー率、実際に機能する自主防災組織をきちんとふやしていただきたいと思っておりますけれども、何かお考えはありますでしょうか。

○**青野安全・安心まちづくり推進課長** 先ほど申し上げましたとおり、自主防災組織活動カバー率は、消防庁が年度初めに調査をしているものです。県としてはこの数字を把握していますが、これに関して強制できる立場にありません。ですので、カバー率の数字のカウントの仕方は、県での調整はできないという認識です。以上です。

○**小林委員** カバー率の状況はどうかできないということですが、実態はぜひ把握をしていただきたいとお願ひしておきます。

次に、消防団についてですが、消防団も消防本部や消防支署と一緒にあって、消防組織法に基づいて市町村に設置されているのですけれども、消防団員がどんどん減少してきているということで、どこも非常に苦慮されていると思います。奈良県の消防団の現状について、減少している要因は、どういうところにあるのでしょうか。

そして、ふやす取り組みを今後のどのようにされるのでしょうか、あわせてお聞きします。

○小出消防救急課長 消防団が減少している要因・状況等について、それから今後どのように取り組むかについてご質問いただきましたのでお答えします。

小林委員がお述べのように、消防団については、全国的に見ても高齢化の進展、職住分離等による地域コミュニティの希薄化等から、団員数は長期的に見ると減少の傾向にあります。奈良県においては、昭和23年に2万4,000人いた団員が、平成29年4月1日現在で8,478名になっており、団員の確保が大きな課題になっています。これまで県においても、奈良県消防協会と共催で消防出初め式や消防操法大会等を開催し、団員の士気高揚を図るとともに県民に消防団への理解を深めてもらうことにより、入団の促進に努めてきました。また、消防団活動の負担軽減を図るため、市町村に対して消防団が使用するポンプ車への補助等、環境整備にも努めてきたところです。

なお、消防団員全体の数は減少しているのですけれども、女性の消防団員については増加の傾向にあり、平成27年には280名でしたが、平成29年4月1日では334名となっています。先ほど長期的に見ると奈良県の消防団員数が減少しているということを数字で申し上げたのですが、ここ2～3年で言いますと、全体の数は横ばいです。それは、女性消防団員が増加したことが大きな要因です。

地元の実情に精通し、消火、救助等の活動により地域の安全・安心の確保に大きな役割を消防団が果たしていますので、消防団員の確保は重要であると認識しています。今後とも女性や大学生の入団促進や協力事業所表示制度の活用等、消防団員の確保につながる取り組みを、市町村と連携しながら積極的に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○小林委員 先日、防災・県土強靱化対策特別委員会で、政策研究大学院大学教授の武田先生のお話を伺いました。地域における火災・防災危機管理の取り組みは自助、共助の取り組みの拡大と公助の一層の充実という強化をすることが大事だと言われました。応急活動部隊の体制は、全国の数字ですけれど、常備消防が約16万人で、消防団員が約86万人とお聞きしました。やはり地域における安全を守っていくためには、先ほど言いました自主防災組織の拡充と、消防団は数から言っても欠かせないものだと思いますので、もちろん常備消防、公助に当たりますその充実とあわせてぜひ進めていただきたいとお願しておきます。

次に、県立奈良工業高等学校跡地の利用についてお尋ねします。

1962年に開校した奈良市秋篠町の県立奈良工業高等学校は、11年前の2007年4月に、県立奈良商業高等学校と統合して県立奈良朱雀高等学校が新設され、2009年3月に閉校となりました。高校の跡地が荒れるに任せ、広いグラウンドに雑草が茂り、この間、周辺の住民の皆さんから、ここはどうなるのか、風紀上悪い、広い敷地が長年放置されていてもったいない、福祉の施設ができたらいいのに、防災目的を兼ねた公園になればいいのになど意見や要望が、次々に出されていました。2014年には周辺の自治連合会から奈良市へ跡地利用計画案も出され、その後、何度も市や県にも要望されています。また、昨年には県立奈良工業高等学校跡地の活用を求める会も結成され、住民の皆さんの声を集めて自治会に届けるなどの活動をされています。

お尋ねしたいのは、奈良工業高等学校跡地利用に向けて、県がこれまで進めてきた現状について、また周辺住民の皆さんからの声や要望を、どのように受けとめられてこられたのかお聞きします。

**○松岡ファシリティマネジメント室長** 旧奈良工業高等学校の跡地の現状と、活用の検討状況についてお尋ねがありました。

旧奈良工業高等学校跡地については、小林委員ご指摘のとおり、閉校以来、既に9年が経過していますが、平成25年度時点で土壌汚染が確認されており、まずは県教育委員会で、汚染土の除去を行うということで今年度から取り組まれています。今年度は、既存建物の解体撤去の設計及び、建物の中に残されている不用物品等の処分を実施されました。平成30年度には建物の解体撤去の工事のための予算の計上をいただいています。それが終わると平成31年度には汚染土壌の撤去と、スケジュールを3カ年で検討していただいているところです。それが終わるまでの間については、除草等も含めて、教育委員会において適切に執行・管理していただくことをお願いしているところです。

これと並行して、跡地活用について検討をしているわけですが、小林委員のご発言にもありましたように、自治会の住民の一部の方からは、例えば防災公園としての整備を望まれるご意見があることは承知していますが、地域の防災公園の整備については、基礎自治体が主体となって行うべきであると認識しています。当該地については、県で施設を整備するなど、直接活用する計画がありません。奈良市に対しても、平成28年4月に活用の意向を確認させていただいたところですが、活用の意向はないとの返事をいただいています。その後もおおよそ2年が経過しますが、奈良市からは活用の意向云々という話は伺っていないことから、県としましては、県でも市でも活用しないということを前提に民間で

の活用を検討しているところです。以上です。

○**小林委員** 奈良市は、県から市に活用を2016年4月に呼びかけられたときの、市としては何も活用を考えていないといった対応は誤りだった。今後、市として住民の皆さんの声を受けとめてしっかり県に伝えられるとともに、県と一体となって必要があれば県・市連携して協議をしていきたいと、この2月の奈良市議会の建設企画委員会で副市長が答弁しています。先ほどもお話があった防災公園的なものに限らず、住民の皆さんから要請が、今も次々と出てくる状況なのですが、再度、県からの打診や協議があったときには、それを受けとめていきたいという答弁だったと思います。そういう状況の中で、再度、市に対して打診や協議を求めていただきたいと思っているのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○**松岡ファシリティマネジメント室長** 現時点で、奈良市からは具体的に何ら意向は伺っておりません。ただ、小林委員がおっしゃるように、今後何らかの形で申し出がある可能性は確かにあるのかもしれませんが。県としては、現時点では民間での活用に向けた検討を続けていきます。新たな活用が決定されるまでの段階で、奈良市から具体的な協議の申し出等があった場合には、協議をさせていただくことになるかと思えます。

○**小林委員** この件は、以上です。

次に、西奈良県民センターの跡地について伺います。

奈良市登美ヶ丘と学園前地域をつなぐ一角に奈良市西部の交流の拠点として1971年に建てられた西奈良県民センターが閉鎖されて2年になります。かつてここでは予防注射や健診など、西部地域の保健センターとしての役割や、この時期には確定申告の相談、また多くの皆さんが利用されてコミュニティーセンター的な役割をしていました。閉鎖になって2年ですが、不便や不自由を感じて、今後どうするのか、これまでのようにみんなが集まれる交流の場にしてほしいという声も日増しにふえています。跡地の現在の状況、今後の活用方向などお聞かせください。

○**原田青少年・社会活動推進課長** 西奈良県民センターの跡地の利用について、お答えします。

旧西奈良県民センターは、学園前周辺の住宅開発が行われた時期に、新旧住民の交流が必要であるというニーズに基づき、昭和46年に建設されたところです。以来、45年余りが経過し、所期の目的が達成されたこと、建物が老朽化したこと、耐震性を有していないことから除却することを決定しました。平成27年から平成28年にかけて、利用者や周

辺自治会の皆様方に、お知らせや説明の機会を設けるなどして丁寧にご説明させていただいたところです。そして、県民センター条例を廃止する条例を、平成27年12月議会上程して承認をいただき、平成28年3月31日をもって廃止したところです。その後、除却工事設計等を行い、平成30年度予算に、除却工事費の予算を今議会に提案しているところです。特に、耐震診断の結果、震度6規模の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いということで、県民の安全を考慮して、早期に除却することを考えています。

除却後の活用ですが、このエリアが都市公園法上、公園・緑地になっています。大淵池公園に隣接していることも踏まえ、今後の管理等については、関係課と協議を進めていきたいと考えています。以上です。

○**小林委員** 今後の活用についてはまだこれからということですね。周辺の住民の皆さんの要望で、やはり強いのは改めてコミュニティー的な施設をとということです。今後いろいろなご意見が出てくると思いますので、しっかりと受けとめて聞いていただきたいということをお願いしておきます。以上で終わります。

○**大国委員** 3点、質問をさせていただきますが、一つずつ行います。

最初に、本会議でも質問しましたが、県庁におけるテレワークについてです。

答弁では、サテライトオフィスを県庁の本庁舎周辺にも設け、出先機関の職員が県庁舎への出張の際などの時間を有効に活用できるようにしていきたいと。さらにモバイル端末は新たに100台追加するということでした。そして意識の向上については、所属長向けにセミナーを開催するということでした。まず、来年度にサテライトオフィスを増設するということですが、どちらに設けようとしているのか、また、その狙いについて、改めてお尋ねしたいと思います。

○**乾人事課長** 本会議でもご質問いただいたところです。本庁周辺のサテライトオフィスについては、現時点で文化会館の中に設けたいと考えています。その狙いとして、多く出先機関に勤務している職員が本庁に出張することがままありますけれども、その出張の際などに、時間を有効に活用できるのではないかと考えているところです。以上です。

○**大国委員** 時間を有効に使うということであり、非常に有効かと思います。また、サテライトオフィスについては、本庁舎以外に今後ご検討いただいて、本会議で佐賀県の例も申し上げましたが、やはり職員が県民の皆さんに近いところで仕事をするのも非常に重要かと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

テレワークに関してもう1点、総務省、経済産業省の取り組みで、2020年までの毎

年、東京オリンピックの開会式が予定されている7月24日を、テレワーク・デイとして実施をされています。ぜひとも、こういったものにも参加していただいて、奈良県庁内でのテレワークを広めていただければと思うのですが、お考えをお尋ねします。

**○乾人事課長** テレワーク・デイについて、お答えします。実は今年度もテレワーク・デイがあり、1名ですが、本県職員がサテライトオフィスで勤務をした実績があります。平成30年度は単日ではなくテレワーク・デイズと称して、複数日の利用を国は推奨されています。期間中は、サテライトオフィスの勤務、モバイルワーク、フレックスタイム制を推奨するなどして、職員に柔軟で多様な働き方を、まずはやってみるきっかけづくりの一助として声かけをして、取り組みを進めていきたいと考えているところです。以上です。

**○大国委員** しっかり意識改革を進めていただいて、皆さんがなぜやるのかということ、多様な働き方があるということ、しっかりとそういった面でもお願いしたいと思います。

次に、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の55ページに、新規事業の女性視点の防災ハンドブック作成事業で325万円とありますが、昨年6月の代表質問で、避難所、防災という観点で見ると、女性の視点が抜けているところが大変多いとご指摘をさせていただきました。くしくも昨日は東日本大震災から7年です、本当に防災意識を、日ごろからしっかりと私たちも学んでいなくてはならない。また、大きな災害等もありますし、奈良県は、紀伊半島大水害から7年ですが、やはり忘れてはならない、風化させてはならないと思います。こういったことから、女性視点の防災ハンドブック等を用いて、県民の皆様にも防災意識をしっかりと高めていただくという観点で進めていただいております、本当にありがとうございます。

女性視点の防災ハンドブックの現時点での今後の検討状況を、まずお伺いしたいと思います。

また、先般、東京都が3月1日に作成をして、都民の皆様にお配りをされているピンク色の冊子の防災ブックが大変好評で、今どこに行っても手に入らない状況らしいです。これまで私たちが考えている以上に防災、あるいは防災という部分で気づかなかったことが非常にたくさん入っているということで読ませていただきました。東京都のハンドブックを見せていただくと音声コードがついており、視覚障害者の方にもQRコードをかざすと音声で読み上げてくれるというものです。全ページにQRコードがついているのですが、奈良県の防災ブックにも導入してはどうかと思いますので、この点についてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 女性視点を取り入れた防災ハンドブックの作成の検討状況ですが、今年度、防災士の方や防災に携わる専門家の方で構成した検討委員会を開催し、内容等についてさまざまな意見をいただいたところです。いただいた意見を参考に現在、項目や内容等について整理を進めています。その中で、大国委員がお述べのような、女性が避難所の運営にかかわることで、さまざまな面が改善されるのではないかという意見もいただいているところです。今後、検討委員会の意見を参考にしながら掲載する内容について取りまとめ、平成30年度に民間のノウハウなども活用するような形で発注し、なるべく早期に完成して、関係団体に配付したいと考えています。

音声コードについては、スマホを利用して目の不自由な方にすぐれた面があるのは認識しています。今後、検討委員会や関係のところとも協議し、意見も伺いながら、また東京都の冊子も参考にして、前向きに検討させていただきたいと考えています。以上です。

○大国委員 きょう配っていただいた資料には10月以降の完成と書いていますが、しつかりとお取り組みをお願いしたいと思います。

3つ目ですが、食品ロスの削減についてお尋ねします。

平成28年9月の代表質問でさせていただきましたが、食品ロスは、世界的にも大変大きな課題になってきています。このときの知事の答弁は、食品ロスをなくしていくということで、平成28年度に実施した産業廃棄物等実態調査の中で、食品関連事業者から排出される食品残さ物の発生量を調査し、今後の取り組みの基礎資料として活用したいということでした。また、市町村や関係機関等と連携をとり、広く県民が理解できるようなエビデンスも提示しながら普及啓発を継続、充実させるとご答弁をいただいていたと思います。そこで、この産業廃棄物等実態調査の結果はどのようなものであったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○野田廃棄物対策課長 大国委員から食品ロスの削減について、加えて産業廃棄物等実態調査の結果はどうだったかというお尋ねがありました。

産業廃棄物等実態調査で把握している食品残さの発生量は、大きく分けて、食品製造業で発生するものと、小売店、飲食店等の非製造業で発生するものになります。調査結果における県内で1年間に発生する食品残さ量は、食品製造業からは約1万3,000トン、非製造業からは約1万4,000トンで、ほぼ同量となっています。このうち有価物として売却し再利用される量は、食品製造業の約6,000トンに対し、非製造業が約200トンです。発生量に対する有償売却率は、食品製造業が47%に対し、非製造業が2%に

とどまるという状況です。これは食品が製造、流通、消費といったプロセスで流れていく中で、その残さは、川上の食品製造業よりも、川下の小売店、飲食店、家庭のほうが再生利用が難しいという一端をあらわしていると考えています。そのように考えると、消費といった川下の段階では、再生利用率を上げるという視点ではなく、そもそも食品残さを発生させない生活態度を根づかせることが大切であると認識しています。以上です。

**○大国委員** 今、ご答弁をいただきましたが、非製造の分野、いわゆる飲食業や小売業、家庭という川下で非常に多いということであったかと思えます。自分自身の生活に当てはめてみても、冷蔵庫をあければ、いつ買ったかなというものがあったり、形、色が変わっていたりといったものがなきにしもあらずという状況かと思っています。

一方では、必要とされる方もいらっしゃる。特に子どもの貧困という状況の中で、今、子ども食堂や、それにかかわるフードバンク等々がありますが、そういう方々は必要とされている。食べられるのに捨ててしまう状況はなくしていかなくてはなりませんし、安易に捨ててしまうと、今度は焼却場の炉の問題等も出てきますので、行政的にもメリットがあると私は思っており、食品ロスの問題について、もう少ししっかりと取り組む必要があるのではないかと。平成28年の代表質問のときもそうでしたが、各課にまたがっている話で、非常にこういったところが、なかなか周知するとなると個々それぞれの立場での周知しかできないのが現状であろうかと思えます。こういったことも含めて、今後、食品ロスは行政的にも大変大きな問題だと思えますので、今後しっかりと取り組んでいただきたいといっても、多分、答弁される方がいらっしゃらないので、こういった問題をどう取り扱うのかを、副知事もいらっしゃいますので聞いていただいて、ご検討いただければと思っています。

最後に、景観・環境局としては、削減に向けてどのように取り組んでいかれるのかをお聞きしたいと思います。

**○野田廃棄物対策課長** 大国委員がおっしゃいましたように、やはり家庭での排出をそもそも少なくしていく、食品ロスを削減していくことが一番肝になってくると思います。そのように考え、全県的な実践活動の誘発促進を目的としている、きれいに暮らす奈良県スタイルの行動計画や、今年度策定する第4次廃棄物処理計画においても、県民の方々の実践例として食べ残しゼロの実践を掲げ、ホームページ、県民だより奈良、きれいに暮らす奈良県スタイルジャーナルを通して、つくり過ぎない、買い過ぎない、頼み過ぎないという生活スタイルの普及啓発を図っていきたいと考えています。また、県と市町村が協働し

て環境にかかわる現状や課題等を整理し、個別具体的な事業推進を図るための奈良モデル推進研修会においても、食品ロス削減の取り組み事例を紹介し、市町村との課題の共有と問題意識の醸成を図っているところです。今後も引き続き県民の方々への啓発や市町村との課題共有等を進めるとともに、食品リサイクル法を所管する農林部とも連携して、食品ロスの削減に向けた取り組みに努めていきたいと考えています。以上です。

○**大国委員** この課題については、農林部にもお聞きしたいと思います。

先般、衆議院の環境委員会で食品ロスについて質問され、環境省からは第四次循環型社会形成推進基本計画に、我が国の家庭から出る食品ロスを2030年までに半減する目標を記載することを検討していると、目標値まで掲げているということですので、ぜひ県としても、しっかりと取り組みをお願いしたいと要望して終わります。

○**阪口委員** 4点ほど、質問します。

1つ目は、「平成30年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の90ページ、人事管理費で、メンタルヘルス対策推進事業費で約888万円が計上されていますが、私の理解するところでは、これは産業医等に関する費用かと思いますが、その辺の詳細のご説明をお願いします。

○**小槻総務厚生センター所長** メンタルヘルス対策推進事業は、職員自身のそれぞれの気づきを促すストレスチェックの実施、ホットルームという専門カウンセラーが行うメンタルヘルス相談、精神科医が行う相談の経費と、産業医によるストレスチェック、過重労働防止にかかわる面接指導等があります。加えてストレスチェックの集団分析等を踏まえ、職場のストレス要因を点検して、職員参加で職場環境の改善に向けた取り組みの検討、実施にかかわる経費を計上させていただいています。以上です。

○**阪口委員** そうしますと、職員が疲労蓄積度の申告をし、次に産業医との面接指導等があって、その後に産業医からの意見書が出されて、最後には担当部局で事後措置実施報告書が作成されるという理解でいいでしょうか。

○**小槻総務厚生センター所長** 今、阪口委員がお述べになったのはメンタルヘルス対策、過重労働防止に関する施策のことかと思いますが、ストレスチェック全般に係る事業としてはもう少し幅広いものがありますが、過重労働防止にかかわる事業内容については、おっしゃったとおりです。

○**阪口委員** 私が、限定して質問させていただいているのは、職員が産業医と面談をしたときに、産業医から意見書が出ます。このような改善をしてくださいという意見書が出た

場合には、担当部局がきちんと事後措置をしなければいけないということです。本会議でも質問していますが、砂防・災害対策課の35歳の職員が亡くなられたときには、その事後措置がきちんとされていなかったということです。ただ単に予算をつけても、履行されなければ意味がないと思っていますので、その辺について最後に、ご答弁をお願いしたいと思います。

○小槻総務厚生センター所長 阪口委員がお述べのように、意見書における職場に対する内容として、例えば時間外勤務や出張の制限、作業の転換など就業上の措置に関するものです。それと業務の進め方や職場におけるメンタルヘルスに関する理解を深めるなど、職場環境の改善に関するものがあります。そういった意見を踏まえて、職場で必要な措置がとられることとなりますが、意見書の内容によっては、職場の人間関係や人事労務管理にかかわるものも含まれますので、ラインケアとしての上司の配慮に加えて、所属だけの対応だけではなく、産業保健スタッフを含む総務厚生センターはもちろんのことですが、人事課、関係部局とも連携して、実効性のある改善措置がとられるようにしていきたいと考えています。以上です。

○阪口委員 よろしくお願ひします。

続いて、同じページの電子システムによる人事管理事業費についてです。1,758万円が計上されていますので、その詳細を説明していただきたいです。

○乾人事課長 今回、計上している電子システムによる人事管理事業についてですが、設置から約10年を経過した出退勤の読み取り機の更新と、写真を使用して職員証を兼ねている出退勤の読み取りのカードの更新に必要な経費です。以上です。

○阪口委員 そうしますと、私は、本会議で実退庁時間について説明を求めたのですが、知事は答弁の中で、超過勤務手当時間と実勤務時間の把握を出退勤システムで行う場合、そのデータが1カ月で約17万件と膨大であると。実退庁時間のデータが膨大だから今のシステムでは難しいという答弁だったのですが、その辺の改善はされるのでしょうか。

○乾人事課長 阪口委員がお述べのとおり、超過勤務手当のデータの解析・分析ですが、出退勤システムと総務事務システムのデータ連携がなかなかうまくいっていないという知事答弁でしたが、今回計上している経費は、あくまでも機器の更新であり、中のプログラムについては、総務事務システムとの更新の時期を合わせるということで、次期システムの改修時期に合わせて検討したいと思っています。以上です。

○阪口委員 ご説明はわかりました。こちらが希望していることはなかなか履行されない

感じですが、最後に、システムを改善しても、例えば上司からカードを通さないで働けとか、退庁のときにカードを通してからまた働くということがあれば、改善はされないと思うのです。そういったことが以前はありましたが、システムとともに実際に運用に当たって、きちんと守っていくという姿勢が必要かと思いますが、その点についてお聞きします。

**○乾人事課長** あってはならないことですが、カードを通してからまた働けなど、乖離の部分をおっしゃっているのだと思いますけれども、そういうことがもしあるとしたら、人事課で責任を持って対応したいと思っていますところ。以上です。

**○阪口委員** ありがとうございます。

3点目は、職員給与のことでお聞きしたいわけですが、定数等をまずお聞きしたい。ことしの定数がどれぐらいか、そのことで職員給与等も出てくるので、ここ2、3年の職員定数の推移も、わかればお聞かせ願えたらありがたいと思います。

**○乾人事課長** 定数については資料があります。「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の14ページに記載をしています。知事部局でいくと、現行定員と来年度の新定員数は変わらず3,281人、その他部局の県費負担教職員等々は、記載のとおりで予定をしています。以上です。

**○阪口委員** 総括審査で質問するかどうかもまだ迷っています。といいますのは、仕事量と定数の問題があると思うのです。今回、奈良県の予算等を見ていくと、仕事量が減ってはいないが、定数はそう変わらないと。先ほどから超過勤務の話もしています。そこらについてはやはり仕事量と定数、それから超過勤務を関連して考えていかないと、実際の改善は難しいだろうと。人事の方にこれを質問しても少し違うので、この点については総括審査で言うか言わないか、ほかの案件もありますので、知事に聞くかもわかりません。

最後に、福利厚生費が計上されています。6,088万円です。福利厚生費の中身をどうのこうの言うわけではないです。私が県議会議員になってからずっと昼は、職員のところだけは電気が消えているわけです。ほかは明々についていると。節電かどうかわかりませんが、よそは節電をしていないと。福利厚生費のことで、職員の方が電気を消したほうが休憩しやすいとなれば、電気を消すほうがいいかと思います。担当は管財課かと思いますが、私自身は職員の意向等も考えていただき、働きやすい職場環境をつくっていくことが大事と考えています。福利厚生費のことが出ていましたので意見を申しました。答えていただける担当の人がおられたら答えていただいて、なければ私の意見ということでお願いします。

○中田管財課長 執務室の照明の件ですが、平成23年度から、節電の取り組みの一つとして、執務室の窓際照明の消灯を各部屋で実施しています。基本的に昼休みは午後からの勤務に備えてしっかり休んでいただくということで考えていますので、もちろん緊急対応等の例外はありますが、基本的には窓際については、それなりの明るさを確保して、例えば食事するには十分な明るさがあると思いますので、そういった意味合いで平成23年度以降、ずっと取り組んでいる項目です。以上です。

○阪口委員 職員の方にも働きやすい職場環境をつくっていただくことが大事かと。それは電気のことだけではなくて、朝7時に来て働いておられる方は、夏でしたら暑いです。そのときはクーラーをつけていただくとか、そのあたりはやっぱり考えていかないと、実際いろいろな事業をしていただくのは職員の方ですので、働きやすい職場環境の確立をよろしくお願いします。以上です。

○山村委員 それでは、質問させていただきます。

最初に、総務部に、外部委託のことでお聞きしたいと思います。

今回の予算の中で、提携的業務の外部委託化を推進するというところで、事務の効率化を目指すとされています。県では、これまでから効率化を目的に、さまざまな業務を民間に委託をされてきていますが、住民の基本的な人権を守る行政サービスを低下させてはならないと思います。業務の委託は、どのような基準で行っているのか、あるいはまた、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○森本行政経営課長 業務の外部委託について、ご質問を頂戴いたしました。

県では、これまでから公権力の行使や政策の企画立案など、公務員が行うべき業務に注力するために、県民サービスの維持・向上を図りつつ、システム構築や設計、大規模イベントなどの運営など専門的ノウハウを要する部分において、外部委託を実施してきたところです。山村委員がお述べのように、新年度においても、行政経営のさらなる効率化を図るとともに、職員の働き方改革を進めるため、福祉や医療の分野で書類の受け付け、形式的な審査など、外部委託する業務等を拡充することとしています。それに伴う県民サービスへの影響はないと考えているところです。今後もこのような方針のもと、可能な業務については、外部委託を進めていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 専門的な業務については、これまでからいろいろな形での委託がありました。今回、事務という形で出されているのですが、窓口業務のように審査や決定などが含まれることについては、委託ができないとなっていると思うのです。窓口にかかわる事務の作

業だけで分離して考えられるのか、私は疑問に思っており、一連の業務の流れがあって、それを効率的に進めていくとなると、以前にも問題になった偽装請負などということにならないのかと疑問があるのですけれども、その辺はどのように考えたらいいかお聞かせください。

○森本行政経営課長 ただいまご質問いただいた窓口業務等に関してですけれども、山村委員がおっしゃったとおり、公権力の行使に関する部分は、委託できない形になっていますので、窓口業務等に関しても、形式的な審査等について行うことを考えています。

したがって、直営部分、委託部分の連携は拡充したいと思いますけれども、偽装請負の問題も当然解消しますし、問題はないと考えています。以上です。

○山村委員 森本行政経営課長のお答えでは、問題がないということですが、具体的な業務がどのようになるのかで不明な点もあるので、問題があってはならないという立場で指摘をしておきたいと思います。特に、窓口業務は、住民と直接お会いするという事から、その後の県の施策や政策立案にもかかわってくる重要な仕事であると思います。効率化だけでは、はかれない部分もかなりあると思っています。

もちろん、窓口を委託するとおっしゃっていないかと思っておりますが、そのことも含めて、お願いしておきたいと思います。

次に、地方公務員法の改正で、会計年度任用職員制度が、新たに導入されると聞いているのですが、このことについて、お伺いしたいと思います。

もともと、行政サービスは、安定的に行われなくてはならないし、質を確保することが重要であることから、そもそも公務員は、任期の定めのない常勤職員を中心として担うことが原則ではないかと思うのですが、無期限任用が原則であるということについては、どのようにお考えでしょうか。

○乾人事課長 会計年度任用職員についてのご質問がありました。山村委員がお述べのところですが、そもそも、今回の法改正において位置づけられた会計年度任用職員ですけれども、相当期間任用する職員につけるべき業務以外の業務に当たらせる職となっています。地方公務員法上、認められた任用形態であると理解しているところです。以上です。

○山村委員 少し質問の趣旨と違うお答えだったのですが、私が言いたかったのは、今、地方公務員法で新たな制度がつけられたということで、それに県も対応していかれると思うのですけれども、今回の法改正の中で、私が問題だと思っているのは、会計年度任用職員というものをつくって、正規から非正規に、県の職員の仕事が置きかえられているとい

う現状が、合法的に進めていくことにつながりかねないのではないかという疑問があるということです。会計年度ごとに、任用あるいは雇いどめを、自治体の判断で可能にすることになりますから、合法的に人材の調整を進めていくことにつながっていくのではないかと疑問があるということです。これは意見です。

そういうものが出来た背景に、やはり現場の公務労働の中で、本来は無期限の任用で常勤職員が中心になっているべきところに、財政的な問題もあって、次々と非正規で有期雇用の方々が採用されてきていると、一般職と同じ仕事をしているのに、特別職非常勤職員や、臨時的な任用ということで、空白期間を設けて、繰り返し同じ人を雇っていくことなども行われている実態があると思うのです。

これは財政上の問題も大きく影響していると思うのですが、そうであれば、今のあり方を根本的に解決する方法が、本来は考えられなくてはならないと思っています。それは私の考えです。

お聞きしたいのは、今回、こういう形で会計年度任用職員制度が導入されることになって、県でも対応していくことに現実としてなっていくわけですが、その場合に、フルタイムあるいはパートなどで、勤務時間で区別がされたり、手当の支給対象が変わったりということになってきて、格差が生じてくるという問題があるのではないかと考えています。

今、現状で働いていただいている臨時・非常勤の方々が、現状の労働条件が、さらに引き下げられることがあってはならないと思うのですけれども、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○乾人事課長** 山村委員お述べの会計年度任用職員の制度が、平成32年4月以降に始まります。

平成29年8月に総務省から、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルの第1版が示されたところです。

この中では、山村委員がお述べの、フルタイムとフルタイムでない方々についての、支給すべき手当等々の差が示されているところです。まずは、このガイドラインを参考に、新しい制度について検討していきたいと考えています。以上です。

**○山村委員** 国の出されている資料が少ないこともあると思うのですが、やはり基本は、今働いている方の条件を悪くすることになってはならないと思うのです。最低でも、そこは守っていただかないといけないと思うのです。その点を確認したいと思うのですが、いかがですか。

○乾人事課長 繰り返しになって恐縮ですが、国が示されたマニュアルをまずは参考に、個々それぞれに、任用形態や業務の内容も違いますので、総務省のマニュアルをベースとして、検討したいと考えているところです。以上です。

○山村委員 何回言っても同じなのですが、私はきちんと守っていただきたいということと、それに当たりましては、もちろん組合などとの協議もあると思うのですが、働く皆さんの待遇を悪くするのではなく、さらによくしていく方向で検討されることを求めていると思います。

平行線ですので、これぐらいにしておきます。意見として述べておきたいと思います。

次に、ごみ処理について伺います。県からも、資料を出していただいていますけれども、一般廃棄物は、全体として減少傾向にあります。全国的に見ても、生活ごみは減少しているけれども、事業系ごみが横ばいの状況が続いているとなっています。奈良県においても、生活ごみは、目標には及んでいないけれども減少していると。事業系ごみは、全国と同様、横ばい傾向ではないかと思うのですが、そういう状況があると思います。

また、奈良県では、依然として再生利用率が、全国平均に比べて低い状況があると。特に、ペットボトルやプラスチック容器では、全国46位という状況であると聞いています。

また、ごみ分別の品目数で見ても、県内の市町村では全国45位で、分類という点でも、かなりおこなっているのではないかと考えています。

環境省も基本方針で、とりわけ事業系ごみの減量化を促進することを重視されています。リデュースやリユースにしっかり取り組んでいこうということが言われていると思います。

特に問題になっている事業系ごみの中身が、紙やプラスチックで、資源化できるものが非常に多いと言われているのですが、奈良県では、どういう状況になっているのか。

県は、ごみゼロを掲げておられますが、このような現状について、課題を認識して、どのように取り組んでいこうとされているのか、伺いたいと思います。

○野田廃棄物対策課長 山村委員から、事業系一般廃棄物の減量化が、あまり進んでいないのではないかというお尋ねがありました。一般廃棄物の減量化については、廃棄物処理法において、市町村の責務と定められていますが、県としましては、市町村と連携しつつ、県ホームページや県民だよりなどに、ごみを減量化する取り組みの事例を掲載して、啓発推進に努めているところです。

また、環境カウンセラー派遣事業として、廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用の取り組みを進める企業に、環境省に登録された環境カウンセラーを派遣するとともに、平成

26年度から、市町村と連携して多量排出事業者に出向き、ごみの減量化や適正処理の指導等に取り組んでいるところです。

なお、事業系一般廃棄物は、経済活動が好調なときにはふえることが想定できますけれども、ここ5年の県内の経済活動等の状況を見てみると、県内の観光入り込み客数は、24%増加し、県内景気動向指数が16.4ポイント増加している状況です。この中で、ここ5年の県内の事業系一般廃棄物の排出量を見てみると、14万5,000トン前後で推移し、横ばいの傾向にあります。以上です。

○山村委員 ごみ減量については、各地でいろいろな取り組みがされているということで、先進例もたくさんあります。

横浜市などでは、事業系ごみの実態把握、事業者への働きかけを行いつつも、条例で規制もし、大幅に減量するということから既存の焼却炉を廃止したり、新規建設を中止するというので、環境にも財政にも大きな効果が生まれている。東京都中野区でも、事業系ごみ減量に取り組んで、どこから、どんなごみが出ているのかという実態を把握して、事業系ごみの届出制という形での指導を徹底するなど、対策で効果を上げているということで、非常にきめ細かい取り組みが必要ではないかと。

これは、市町村がされることですので、県はそれを支援する立場だと思います。しかし、本当にやる気があるのか問われているところではないかと思っていますので、県の姿勢も大事ではないかと思っています。

次に、日本全体では、ほとんどのごみが焼却されている現状にあります。ごみ総処理量の80%が燃やされているという状況で、今の日本の国の動向では、焼却炉の能力をさらに大きくしていく、広域化を進めていくという方針です。エネルギーの回収率を上げるということも含めて、焼却を進めているという状況があるのですが、広域化が進められてきたことにより、全国的に見ると、焼却施設の数も減少しているにもかかわらず、焼却施設能力が高くなって、焼却実績の倍以上になっているという過大な投資ということもあると思います。

県は今、奈良モデルで広域化を進めています。広域化によって、ごみ処理が、住民の目からは非常に遠いところで行われるようになります。身近で、ごみの問題に関心が持てない状況が、どうしてもつくられてくるということで、減量化がおくられていくことにつながるのではないかと心配されます。

このような現状の中で、県は、広域化もしながら、同時にごみの減量も進めるのだとお

っしゃっていますが、ここは工夫が要るところではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○西井環境政策課長 山村委員から、ごみ処理の広域化に伴い、ごみ減量化に対する意識の低下が懸念されることについてのご質問でした。

一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務であることから、ごみ処理の広域化についても、各市町村の判断で進められています。ごみ処理の広域化は、市町村がごみ処理を安定的に継続させるとともに、財政負担の軽減等の効果が期待できる施策であることから、県としても、頑張る市町村とともに、奈良モデルによる重点プロジェクトの一つとして、積極的に広域化を推進しています。

一方、ごみの減量化については、今年度策定する第4次廃棄物処理計画においても、重点的に推進する施策の一つとして位置づけ、1人1日当たりのごみ排出量を、平成27年度の926グラムが、平成34年度には865グラムに削減することを目標に、継続的に取り組みを進めていきます。

具体的には、先ほどの野田廃棄物対策課長の回答と少し重なりますが、ごみゼロ生活の推進に向けた啓発の取り組み、企業・事業所への専門家の派遣などとともに、市町村等を対象とした奈良モデル推進研修会を実施し、課題の共有と問題意識の醸成を図りながら、先進事例紹介やワークショップなどを通じ、ごみ軽量化等に向け、奈良モデルによる新たな事業実施に向けた研修を進めていきます。

引き続き、ごみ問題が、住民から遠く離れた問題とならないよう、県・市町村が連携・協働して3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進に努めていきたいと存じます。以上です。

○山村委員 今、目標もおっしゃいましたが、県の目標は、少し低いのではないかと思います。

政府は、再生利用率の目標を、2020年に27%、1日当たりの家庭ごみの排出量は500グラムと掲げておられます。

県の、今言われたことはそのとおりだと思うのですが、実際に予算書で見ましたら、ごみ処理の経費、建設費、委託費が増加するというところで、ごみ処理の広域化に関する予算は5億9,500万円となっていますが、循環型社会の推進については667万円で、あまりにも格差があると思うのです。出るごみを減らさずそのままにして、受け入れる施設を拡大していくことになれば、ごみは増加をする、環境にも大きな影響を与える、県が目

指しているごみゼロと反対の方向に向かっていくと思います。資源を浪費することにもなるし、税金の無駄遣いにもなるということで、やはり減量して、コストを抑えていくことができれば、それが住民の福祉に役立っていくと思います。そういう点からも本気の取り組みになるように、予算の面でも、きちんとした実効ある対策・評価を求めておきたいと思います。

この点については、意見として述べておきます。お返事はないと思います。

次に、電磁波の問題について、提案的に申し上げておきたいと思っています。

最近では、本当に電磁波に取り囲まれた生活になってきていると思うのですが、電磁波による健康への被害は、WHOが新たに健康保健基準を公表するということで、各国で医学的な調査が行われています。平均3～4ミリガウス以上の磁界に、日常的にさらされている子どもは、小児白血病にかかる確率が2倍程度に高まる可能性があることから、予防的な考えに基づいて、磁界の強さについての安全指針をつくって、予防のための磁界測定などの対策をとるように、各国に求めています。

日本でも、電磁波に関する環境基準を早くつくらなくてはならないと思いますが、まだ何の対応もされていません。

スマホの保有率は、全世帯の72%に及んでいるし、携帯電話やPHSは95.8%で、電車に乗れば、見渡す限りほとんどの方がスマホを使っておられますから、乗客全員が電磁波被曝の状況になっていると。学校の無線LAN設置も最近進んでいますが、健康の被害が心配されます。

大変便利ではありますが、強い電磁波に、いつの間にか包囲されている環境になっており、とりわけ脳の発達中の子どもに対しては、マイクロ波が直撃をするということで、海外では、子どもの携帯電話に厳しい規制がされています。無線LANについても、学校で設置をするときには有線にする、使わないときは電源を切る仕組みをつくるということで、海外の対応は進んでいます。

もう既に設置されているかもしれませんが、これから奈良県でも無線LAN設置を進めていくということで、やはり健康管理、予防のために厳しい規制を考えていかななくてはならないと思っています。実際に、電磁波過敏症で相談を受けたことがあります。深刻な状況で、子どもたちの影響も心配されますので、この点については、県でもできることから始められるとともに、日本政府に対しても要望していただきたいと思っています。これは要望として申し上げておきたいと思います。以上です。

○**奥山委員長** 審査の途中ではありますけれども、午前は、予定より早く終わりたいと思います。午後は1時にスタートしますので、よろしくお願いします。

11:45分 休憩

13:03分 再開

○**奥山委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ご発言願います。

○**中村委員** それでは、2～3点、質問したいと思います。

1点目は、現在、奈良県スポーツ推進計画案が審議されており、成案がされる状態です。オリンピックでも日本選手が活躍し、国体でもそういうもろもろのことを考えて、まず、この推進計画の趣旨をお伺いすると、県民に広くスポーツを振興するということで、スポーツを楽しんでもらうことであると。もう一つは、アスリートも含めた競技スポーツを強化することになるのではないかとということで、1点目は、県民に広くスポーツを振興するために、具体的にどのような施策を県は、市町村や学校、競技団体に対して指導・支援をしているのかです。

2点目は、去年、奈良県が国体で、本当に近代まれに見る19位という圧倒的な成績をおさめられたわけです。今までは、国体で奈良県と言えば、本当に低空飛行だったのが、なぜ昨年度は19位という成績をおさめたのか。それには、選手の強化策など並々ならぬご指導があって、この結果が出てきたと思うわけですが、まず、どういう競技が、どうしてこのような点数になったのかという内訳と、平成30年度以降、この19位という成績を含めて、高位に奈良県の選手がランクされる具体的な方策をお考えになっているのかです。

続いて、景観についてです。環境保全、良好な県土を形成するために、県では、長年、希少野生動植物の保護に、非常に取り組んでいます。レッドデータブック等々を発行していますが、奈良県には指定野生動植物等、絶滅の危機に瀕した野生動植物等がいろいろあるわけですが、現実には、希少な野生動植物は、どれぐらいの品種品目を選定されているのか。

そして時代の変遷とともに、県の保護政策が、功を奏して順調に保護されている品種、あるいは、まだまだされていないものがあると思うのです。県においては、12種の希少野生動植物を指定して保護してこられたわけですが、そのような希少な野生動植物がどうなっているのかも含めて、今後のこれらに対して、どのような施策をやっていかれ

るのかについて、お伺いします。

また、逆転しますが、前段の話でお聞きしたいのは、奈良マラソンです。このごろ非常に盛んになってきて、今年度も7,400万円ほど予算が計上されていると思うのですが、奈良マラソンは、率直に言って、奈良に人が来てくれて、テレビで放映されて、スポーツ熱は高めているけれども、地域に対する貢献で、経済効果を実際にどう考えているのかと。奈良マラソンに、奈良県の小・中・高校、大学生や成人の方々が参加され、ただ単に健康を維持するために、年に1回だけ参加されるという方もいらっしゃるだろうけれども、小学や中学、高校のスポーツのアスリートを養成も含めて、どのような効果を出しているのかを、お伺いしたいと思います。

次に、5点目ですが、きょうも、日本共産党議員団から、消防団について質問がありました。私は、日本にこれほど災害が多発し、県民の安心と安全が侵されているときはないということで、昔から風光明媚な、温暖な奈良に都を置いてから、災害が非常に少ないと言われたこの奈良県が、このごろ、台風21号等々によって自然災害が多発している。

その中で、県土マネジメント部において、危険区域ということで、いつ危険になるかわかりませんと、私の桜井市でも1,200カ所ぐらいが危険マップに載っているわけです。

そういうことを考えますと、消防団の皆さんが日々非常にご苦勞されて、本当に一生懸命やっているわけです。その方々について、やはり市の消防職員もありますけれども、いざ災害になって、例えば倒木の撤去や泥上げなどは、消防団の皆さんの尽力があるわけです。まず聞きたいのは、そういう皆さん方の処遇はどうなっているのかと。

奈良県においても、去年で10年間やってきたNPOの支援を停止しましたけれど、いろいろな支援に県費を出しているわけです。そうすると、消防団員が不慮の死にあったときに、消防団員に対してどれぐらいの危険手当や、変な話ですけども、ご逝去された場合にどれぐらいの見舞金を出すのかです。

もう一つは、日々の器具の点検や、消防に関する訓練の参加など、いろいろなことをおやりになっているわけですが、消防団員が消防業務につかれたときに、どれぐらいの手当をしているのか。昨今、NPOの図書館活動でも、交通費から昼食代から費用弁済をしているわけです。そうしたら消防団の本当に危険な方々に対して、金銭的な援助はどうなっているのか。このことについてお聞きをします。

○樹田くらし創造部長兼景観・環境局長 何点かありました。資料を見ながら、お答えしたいと思います。

1点目、県民のスポーツ振興、健康づくりのご質問です。今、計画の見直しをさせていただいているのですが、基本的な目標は、ご案内のとおり、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりということです。

指標として、運動を1日30分以上、週2日以上する人の割合を50%、半分ぐらいまで持っていきたいということで、取り組んでいます。

具体的な事例ということですので、誰もがいつでもということ、幼児期から小学校、中学校、高校、そして社会人という段階的な、あるいはステージ別のことがあろうかと思えます。順番に申し上げますと、本会議でも答弁がありましたが、幼児期については、県で運動スポーツプログラムをモデル的につくりました。今年度、近畿大学と連携して、実践プログラムをしてもらっています。それをもとにして、来年度は、幼稚園、保育所と市町村に協力をいただき10カ所ほどにふやし、段階的にふやしていきたいと思っています。

地域での取り組みとして、これは全国的な動きですが、総合型地域スポーツクラブを市町村とともに育成しています。ようやく、県内39全市町村にクラブ置いていただくことができました。県としましては、そういったクラブに、アドバイザーを1カ所1カ所に派遣しています。平成29年度は、延べ40クラブ、約110回ほどに派遣をしています。

来年度は、土地に根付いたものにしていきたいということで、少し奈良県の地域特性に応じエリア別に、総合型地域スポーツクラブに核になっていただきながら、県と市町村で、エリアエリアでどういったスポーツ実践の方法がよいのかという、実践プログラムをつくっていききたいと思っています。

続いて、国体ですけど、おかげさまで、30年ぶりに10位台の19位で、大分成績が上がったことは、本当にうれしく思っています。もちろん選手、監督、コーチ等の指導者や、県体育協会はじめ関係団体の方が相当努力され、尽力された結果だと思っています。

もちろん成績が上がったわけですが、少年競技では、団体戦で、高田商業高等学校がソフトテニスで1位です。個人戦では、榛生昇陽高等学校の自転車、山辺高等学校の馬術、王寺工業高等学校のボクシングの方が1位。成人競技では、ホッケー女子が1位、男子が3位、軟式野球が2位です。県内の企業チームが活躍をしていただきました。大変喜んでいきます。

今後とも、よかったよかったではなくて、指導者あるいは練習の場所、機会などいろいろな要因があろうかと思えます。競技団体や学校などの話をよく聞いて、これからどうしていったらいいのかをさらにやっていききたいと思っています。

奈良マラソンですが、おかげさまでこれも盛況で、枠いっぱいで行っています。約1万8,000人の枠で、筒いっぱいという状態でうまくいっているほうです。ボランティアの方も4,500人ほど参加をしていただいております、特徴的なのが、海外から15カ国、約600名、それから県外から約1万人ということで、インバウンドを含め、交流、地域振興に一定の寄与ができていると喜んでおります。

それと、おもてなしをするということで、EXPO広場という広場があり、会場で市町村に協力もいただき、いろいろな県の特産品、うまいものなどを提供させていただいております。

試算ですが、経済効果としては、実行委員会が支出するもの、あるいはお客様が支出するものを推計して、需要額としては大体12億6,800万円ぐらいの効果が出ており、いわゆる誘発効果、経済波及効果ですが、県内においては約13億円ほどの効果があったであろうと試算をしています。以上です。

**○伊賀景観・自然環境課長** 私には2点ほど質問があったと思います。

まず、奈良県レッドデータブックの内容ですが、本県では、他の地域では豊富に生息・生育しているながら、県内ではわずかししか生息・生育していない種、あるいは、奈良県の固有種や局地的に生息環境が限定されている種の実態を明らかにして、地域の自然の現状を把握することを目的として、平成18年度にレッドデータブックを発刊したところです。

その後、年月が経過したため、新たな知見による資料収集や現地調査の分析結果による、種のカテゴリーの全面的な見直しが必要となったことから、平成25年度より改訂作業に着手し、学識経験者等組織する改訂委員会を開催し、前回発刊より約10年目となる平成28年度に、大切にしたい奈良県の野生動植物をタイトルに、改訂版を発刊したところです。

その結果、奈良県の選定種ですが、確認された野生動植物、約1万1,200種類、そのうち絶滅種52種類、絶滅寸前種388種類、絶滅危惧種386種となっています。

現在、奈良県レッドデータブック改訂版については、本書を通じて、多くの方が、生物多様性の保全に向けた普及啓発を図るべく、自然保護施策や自然環境保全への配慮において活用されることを目的として、県内の全小・中・高等学校、及び図書館や各関連機関などへ配布されているほか、県政情報センターにおいても配布しているところです。

続いて、奈良県で指定している12種類の特定希少野生動植物の保護管理についてです。現在、12種類のうち8種類については、保護管理事業計画を策定しています。残り4

種類については、今年度から順次策定していく予定です。その計画に基づき、管理事業を実施したものが2種類あります。具体的に言いますと、ニッポンバラタナゴという魚と、カスミサンショウウオという両生類です。これについては、保護管理事業として、近畿大学等の協力を得て、十分に管理しているところです。

残りの種類については、計画策定したものから順次、来年度から保護管理事業に入っていく予定です。以上です。

**○小出消防救急課長** 消防団の処遇に関して、お答えします。

まず、法律上の規定を整理させていただきたいのですが、消防に係る事務は、消防組織法の中で定まっております、その法律の第6条で、市町村は消防を十分に果たすべき責任を有するとあり、第8条で、費用は市町村が負担しなければならないと規定されています。

消防団については同法に基づき、定数や報酬、退職金等の処遇について、市町村の条例、規則で定め、市町村の実情に即して処遇されているところです。

お尋ねの、万が一の公務災害のお話ですが、これも同様に、消防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病等にかかった場合ですが、その場合は市町村が、その原因によって受ける損害を補償しなければならないという規定になっています。

なお、県では、自己の危険を顧みることなく、消防職員が職務を遂行して死亡した場合等において、賞じゅつ金を支給する制度はあります。

もう一つは、報酬額についてですが、報酬額は年額で幾らという形でお支払いしている区分と、1回当たりの出動の手当という形で、市町村が払っているケースがあると思います。ちなみに金額ですが、消防庁のデータによると、平成29年4月1日現在の全国平均で、あくまで条例で定める年額報酬平均額ですが、全国は3万473円となっています。奈良県は3万8,656円で、条例で定める金額ですが、全国よりも高いレベルになっています。

なお、年額の報酬額、1回当たりの出動手当等については、地方交付税の単価として定めがあり、措置があります。以上です。

**○中村委員** まず消防のことですが、蛇足なのですが、例えば自衛隊の隊員が海外に行ったり国内で自衛隊活動をして、不慮の死を遂げたときに、どれぐらいの退職金と見舞金がもらえるのか、もしわかれば教えていただきたい。私がなぜこういうことを言うかと言いますと、これだけ危険にさらされ、日々死と隣り合わせにある消防団が、今の話を

聞くと、大体月になおしたら3,000円です。退職金が幾らかはおっしゃいませんでしたが、今、肝いりで、奈良市と生駒市を除いて、奈良県は消防を一体化したわけです。今、国民健康保険でも、市町村の差額をどうするかが問題になっているわけですが、過疎の村と大都市とは、違うのですよね。消防を一体化したら、市町村の消防団の待遇などをどうするのかは、大事なことだと思うのです。士気にもかかわると思うのです。それと、この大事な行動に着目をすれば、3,000円の日当で、今日NPOで、いろいろ図書館活動等をしていても、さっきも申し上げたように、弁当代や出張費が全部出るのです。3,000~4,000円になるのです。

そうしたら、消防団は、国の法律によって定まっていると答えているだけですが、一步踏み込んで、例えば、公共事業でも県単事業もあるわけです。奈良県には奈良県にふさわしい施策をしてこそ、県民に寄り添った県政です。

奈良県は、先ほど危険区域のマップも申し上げましたけれども、災害が非常に多いです。崖崩れするところなどは、吉野から宇陀から桜井からもう全部です。それに対して、行政は少しでも前向きに対処をしていく、それに携わる者が意欲を持って消防業務にね。ここで言いたいのは、以前から消防に関して、不足している消防団員を大学、企業に宣伝して勧誘しますと、ずっと答弁しているわけです。現実問題に、女性消防団ができてきたといっても、340名ほどです。大学や企業から、各地域の消防団に登録して入ってもらっている人は、全然いないです。かけ声だけです。これで国土の安全と我々の県民の災害から守ってもらえるのか、非常に心もとない。

だから、答弁不足は資料がなかったらよろしいですけども、現実には消防団はどれぐらいの見舞金を公務災害の場合にもらっているのか。もっと言えば、蛇足ですけども総務部長がいるから、公務員が公務災害で逝去されたときに、今、奈良県の退職金というか見舞金はどれぐらいで、全国平均と比べてどの水準にあるのか、答えられる限りで答えていただきたいです。

次に、スポーツの推進です。非常に懇切丁寧に県民にスポーツを広めるために、各市町村に指導員を派遣するとありますが、指導員というのは、右手を挙げなさい、左手を、足をと、こういう指導をする人が、地域総合と言っているけれど、例えばラグビーもあれば、サッカーもあれば、散歩もあるわけです。そういう指導をどこでやって、スポーツ人口というか、健康を維持する人口を深めていこうとしておられるのかが不明確だということ。

もう1点は、アスリートの問題です。小・中・高校で指導員をふやそうということで、

やっているわけですが、コーチの体育協会の資格はいいです。県独自で、いろいろな競技種目の指導員を、昔、わかき国体のときは、教職員を倍ぐらい採用して、全国の有名な記録のある人も全部県の職員にしたわけです。それを、各市町村に送ったわけです。それから、現在、高校や大学で、アスリート競技で好成績をおさめた人も含めて、コーチ、指導員に資格を持って登録するのか、どのように登録するのか、そこら辺のことが今の説明でわかりにくかったので、お願いしたいと思います。

それと、奈良マラソンですけど、るるおっしゃいました。1万8,000人のうち1万人が県外で、外国人が600人でしょう。奈良県民が少ないのです。奈良県の7,400万円の税金を使って、奈良県の振興もするためには、1万8,000人ぐらいだとおっしゃったけれど、やっぱり奈良県民がもっと参加できるような施策は打つべきだと思うのです。奈良県の税金を使ってやっているわけですから。

もう一つ、1万8,000人、県外の1万人を除くと約8,000人の奈良県民の方々が、今、奈良県の観光を振興しようということで、宿泊施設の整備予定、マリオットホテルやたくさんところで、奈良県にホテルをつくっているわけです。そうしたらこの奈良マラソンで、今12億円とかおっしゃったけれど、今までの奈良マラソンをやってきて、宿泊者はふえていると思うのですけれども、やはり日帰りで来られているのか、その辺の数がもしわかれば、今後、奈良マラソンは毎年やっていくのだから、観光とも連携した宿泊場所の確保をどう考えておられるのかということです。

もう一つは、スポーツを振興しよう、結構です。外国からいろいろな競技スポーツを、合宿場にして来てもらって、誘致活動をやっているけれども、奈良県には宿泊場所がないので、奈良市以外に行けばいろいろな適地があるのですが、全部、結局断られるわけです。これは言っていないかどうか、天理市には天理教の宿泊所があるけれども、悪いけれども、これは不適切なのです。通らないわけです。そうしたら、選手が宿泊できる適当な宿泊場所を奈良市以外のところに、もっとスポーツを振興して、有名な外国選手、外国チームを迎えて、高度なプレーを県民に見てもらって、県民のスポーツ意欲を高めようということも一つの目的だから、宿泊場所を確保するための具体的な施策、どう考えているのかについてお願いします。

○小出消防救急課長 済みません。先ほどの消防団の報酬額のこと、1カ月当たりで約3,000円とおっしゃいましたけれど、私の言い方も悪かったと思うのですが、年額の報酬額と、それから1回当たりの出動手当が合わせて出ますので、もう少し高い金額にな

と思います。

もう一つは、県としての支援のあり方ということですが、消防団が使用する消防ポンプ等に県は補助しており、平成30年度予算においても、1,440万円を上げさせていただいているのと、それから、出初め式や操法大会等を公益社団法人消防協会と共催して行うのですが、そういう協会等にも1,665万8,000円を平成30年度で予算を上げさせていただいています。そういった形で、県としても消防団に対しての支援を行っているということだけ、つけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

**○乾人事課長** 公務員が死亡した場合の補償について、お答えします。

自衛隊員の方が不幸にして亡くなった場合の補償については、承知しておりませんが、県の職員が万が一の場合について、お答えをさせていただきます。

本当の概算で非常に恐縮ですが、例えば、勤続20年の係長で、月額35万程度給与をもらっている方の場合ですが、万が一公務上で亡くなられた場合の退職金として、1,100万円ほどが支給されます。それとは別に、地方公務員災害補償基金から、もし遺族の方がいらっしゃいましたら、ざっくりで恐縮ですが、一時金として約1,800万、2,000万円弱のお金が、一時金としてお支払いされることになっています。以上です。

**○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長** 総合型の地域スポーツクラブのお話がありました。ご指摘のとおり、どうしていくのかということで、まず、目指してきたのが、地域ごとに、誰もがいつでもということ、市町村に設置をしてもらいたいということ、市町村に話をしてきました。それで65クラブができたのですが、種目の多いところとか、少ないところなど、どちらかというところはまだ充実し切れていないところはあります。

そういった面で、県のスポーツ振興課からは、特に運営面で、どうすれば質的な向上を図れるのかというような、いろいろな情報が入ってきますので、そういったものを持ち合わせて、クラブアドバイザーということで、運営面のアドバイスに行っています。そこで、地域ごとに根づいているものや、芽が出かけたものなどありますので、そのクラブごとで、充実していただきたいということが、一つの方向性です。

所管は違いますが、教育委員会で外部指導員というような、学校の中での動きも出てきています。

そういったところに、総合型の地域スポーツクラブが何らかの応援ができないかと、応援をすることによって、みずからのクラブもよくなっていくことができないかといったこ

とも、来年度以降、模索をしていきたいと思っています。

それと、奈良マラソンで、せっかくやるのに、県民の枠が少ないのではないかということで、よくご指摘を受けます。

大きな狙いとして、スポーツによる地域のにぎわいづくりや、県外との交流によっての地域の活性化は、一つの大きな狙いでもあります。

少ないという話もあるのですけれども、県民の皆さんのご要望にお答えする形で、平成26年度からは県民枠という枠設定をさせていただいており、2,000名は、特別枠でやらせていただいています。

それと、宿泊との関係ですけれども、海外、県外を含めて、フルマラソンは土曜日受け付けというシステムでやっていますので、結果的にどこかに泊まっておられると。我々としては、できるだけ県内に泊まってほしいということで、この展開をやっているわけですが、実際に、そこまでの精緻なアンケート調査結果を持っていませんので、どれだけ県内にとすることは、今後の課題かとは思いますが。

ただ、土日の両日でやっているというところで、一定の効果は出ているし、一定の宿泊効果も出ていると。奈良市内はいっぱい聞いていますので、それは出ていると感じているところです。

それと、アスリート、トップアスリートや、誘致などの関係で、当然宿泊ということがありました。海外のチームを呼ぶときに、まず出てくるのが、宿泊もありますし、交通のインフラもあります。そういったことを押さえた上で、今誘致しているのが何カ国かありますけれども、拠点となる練習の施設と宿泊所はセットで、相手国のチームに対して現場も見てもらい、説明もした上で交渉を進めており、その上で一定の手応えを得ています。

例えば、橿原市周辺ですと、橿原市、葛城市、御所市、五條市の4市で協定を結んで、一体となって誘致をしていこうではないかという動きもありますので、市町村単位で捉えるのではなく、一定のエリア単位で、宿泊も交通も含めて、今後も展開していくことになるのだろうと思っています。以上です。

○中村委員 最後の質問です。今の榊田くらし創造部長兼景観・環境局長の奈良マラソンについての答弁ですが、奈良大立山まつりでも何人来たかという参加者の数で大分ともめたわけです。観光の目玉は、宿泊場所の確保、宿泊ベッドの確保なのです。マラソンでこれだけの人が短期間に来てくれて、県外からでも1万人でしょう。その方が、どこに泊まっている、何人泊まったというデータをスポーツ振興課は持ち合わせていないわけです。

これはやはりいかがなものかと。だから今後は、奈良マラソンで、どれぐらいの客が泊まっているかは、当然把握してください。

それと、もう答えは要らないですが、奈良県民がもう少し参加できるように、1万8,000人がどういう算定で、奈良県民の枠を含めて1万人となっているのか。当然、地元であるのだから、地元の間が来てもらったほうがいいわけで、それはまた今後の課題として申し添えておきます。

それと、消防のほうで、説明がよくわからなかったのです。奈良県らしい県政づくりのためには、さまざまな工夫があるわけです。財政的にも国の交付税だけでなく、総務部長は笑って聞いておられるけれど、奈良県らしい施策というものはあるわけです。そうすると、処遇の改善を条例で付加してもいいわけです。国の法律で決まっているからできませんという回答は、おかしいです。いろいろなものを、県の事情において県単事業でやっているわけです。将来の処遇改善のためにも、そういう方策もあるということだけ、きょうは言うておきますので、しっかり勉強してください。

それと、県庁職員の不慮の事故の場合、これ私、初めて聞いたのです。2,900万円、勤続20年なので、44～45歳ですか。これはみんな県の条例によって、金額は算定されているのでしょうか。だから、これは全国平均で見て、奈良県の金額が妥当なものかどうか。なぜ私がこういうことを言うかといえば、やはり金銭的にも補償してあげないと、公務員の皆さんの処遇で、最近公務員の給料を下げるとか、人員を減らせなどの要求は膨れているわけです。だからこれは、次回の予算審査特別委員会でも結構ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。いろいろ申し上げたいことはありますけれども、私の発言はこの程度で終わります。回答は結構です。

○奥山委員長 中村委員、奈良県内の動植物の保護の答弁は、あれでいいですか。

○中村委員 いやいや、時間がないのでいいです。

○奥山委員長 その答弁だけがなかったから、気になって。それだけ行きますか。

○中村委員 伊賀景観・自然環境課長に、審議会でもいろいろ、何回も聞いているけれど、今の回答では、私は全然不十分なのです。

具体的に希少植物や希少動物を保護するためには、もう少し具体的な施策をやらないと、実態がどうなっているか、レッドデータブックだけでやっているだけで、こんなにたくさん言っている割に、はっきりいって、ペーパーで関係部分に配っているだけで、実態は調査員1人にしても、1,000カ所以上のそういう場所に見回りをしたりということはほ

とんど行われていないのが実態なのです。

それから、環境保全と言って、一生懸命やってもらっていますが、もう少し力を入れてやっていただきたい。この予算書を見ても300万円ほどです。300万円ほどの予算で、動物も植物もしなさいと言うほうが無理なのですけれど、特にこれから環境問題が大事になるので、頑張ってくださいたいので、所見だけ一言お願いします。。

○伊賀景観・自然環境課長 これからは、中村委員お述べのとおり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○中村委員 結構です。

○猪奥委員 よろしくお願いします。

先日の本会議での代表質問で、奥山委員長が、未来の年表を提示されたのですけれども、あの本を、私も読ませていただきました。

何年になったらこんな問題があるよ、何年になったらこんなことが表面化するということが時系列で書いてある本なのですけれども、その中で2039年、今から21年後に、死亡者数がピークに達して、火葬場が足りなくなるのだという一つの説がありました。

そこで、まずお伺いしたいのですけれども、奈良県の年間の火葬数と死者数を教えてくださいたいと思います。

○姫野消費・生活安全課長 年間の死亡者数ですが、手元にあるのが平成27年度の資料でして、県内の火葬場で1万4,000人弱のご遺体を火葬したという報告をいただいているところです。以上です。

○猪奥委員 お亡くなりになられた方の数も教えてくださいたいのですが、私が調べたところ、直近のものが見つからなくて、平成26年から平成27年の1年間、夏から夏の1年間で、1万4,098人ということでしたので、おおよそ100%の方々が火葬されているのかと思います。

火葬場のそれぞれの稼働率は、県で把握しておられますか。

○姫野消費・生活安全課長 申しわけございません。稼働率は、把握していません。

○猪奥委員 とすると、奈良県では、それぞれの市町村や地縁団体で火葬場をお持ちになられていて、そこで毎日火葬していただいていると。どれぐらいの方が亡くなって火葬されているかは把握されているけれども、トータルの圏域で見て、ここは混んでいるとか、ここはあいている等ということは、今のところ把握されていないということでしょうか。

○姫野消費・生活安全課長 混み状況についても把握していません。

○猪奥委員 わかりました。ありがとうございます。

本に書いてあったことの受け売りではないですけれども、これから人口構造で、生まれた方が、高齢者になっていかれて、1日でお亡くなりになられる方の数、総数もふえていくと。そうなってきたときに、今、奈良市で、ようやく新しい火葬場の建設のめどが立ちましたけれども、それぞれの市町村で、同じような課題にぶつかっていくかもしれません。というか、必ずしもぶち当たっていくだろうと思います。その時々で、それぞれの市町村、ないしは地縁団体が、今持っておられる火葬場の更新計画を立てられることも、もちろん重要です。同じ問題として取り扱うことは適切ではないとわかってはいますが、今、県内では、クリーンセンターの建てかえを、県がある程度リーダーシップをとって、広域化など行財政の観点からも進めていただいています。

そういった観点を、これから足りなくなるであろう、また、更新のときに大きな課題になるであろう火葬場の問題に関しても、私は、ある程度、県としてリーダーシップをとるべきだと思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

○姫野消費・生活安全課長 火葬場についてですが、猪奥委員お述べのとおり、廃棄物の処理とは異なり、現在、国が広域化を進めている事業ではありません。また、火葬場の建てかえについては、猪奥委員お述べのごみ処理のような、広域化の設置に関する国の補助制度も、現在はありません。

ご承知のとおり、斎場は人生最後の儀式の場であり、行財政の効率面で広域化が進められていくことは、考えにくいものと認識しているところです。現在、実際に市町村から、広域化に関する相談・要望等については、お聞きしていない状況です。以上です。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 少しだけ補足をさせてください。現状は、今、消費・生活安全課長が申し上げたとおりです。猪奥委員がおっしゃられた背景、将来の見通しは、私もよくわかります。

ただ、申し上げますのは、市町村の固有の事務として、現行、県が関与する立ち位置、立場がないのが現状です。とはいうものの、今後、市町村から何らかの形で相談があれば、一つは、市町村間の調整をするようなことなど県が関与すべき内容について、県に対しての相談や要請があれば、当然話を聞かせていただくことになる。今はそういう現状にはないということで、ご理解いただきたいと思います。

○猪奥委員 建てかえや建設に対して、県は、お声かけがあれば、力をかさないということではないとおっしゃっていただいたのだろうと思います。

少し違う観点でお尋ねしたいのですけれども、阪神・淡路大震災のときにもそうですし、きのうで7年目を迎える東日本大震災のときもそうですけれども、大規模災害のときは、ご遺体の火葬がとても間に合わないということで、広域火葬を行うことが実態としてされています。

奈良県は、広域火葬計画を持っていないと思っているのですけれども、広域火葬計画について、県の実態をお聞かせください。

**○姫野消費・生活安全課長** 広域火葬計画については、現在、37の都道府県が策定済み、また、地域防災計画の中で記述して策定している自治体が、11自治体あるという現状です。

本県は、地域防災計画の中で、広域火葬計画について記述し、地域防災計画を策定しているという分類の都道府県です。以上です。

**○猪奥委員** 阪神・淡路大震災を受けて、平成9年に厚生労働省が、広域火葬のための指針を出して、各都道府県で設置するよという働きかけがありました。東日本大震災のときでも、この広域火葬計画は、ほとんどつくられておらず、宮城県ですらこの計画がなかったと。そこで、宮城県がそのときに最大頼りにされたのは、広域火葬計画を持っておられた東京都です。東京都には800以上のご遺体を、受援という形でお願いがされたと聞いています。

2年前に厚生労働省が、また通達を出しまして、広域火葬計画をぜひともつくっていただきたい旨の通達が出ています。その通達の中にも、たとえ協定を結んでいても、実態としては、うまくいかないという、その中に、国が指し示している、こういう感じをつくってくださいという指針の中でも県として、言葉が適切ではないかもしれないですけれども、各市町村がどれぐらいの処理能力を持っていて、どれぐらいの受け入れ体制があるのかの調整を、災害発生時前から県で責務として持っていなさいよと。いざなったときに、今こういう状況でここならお願いできるという司令塔に、県がなりなさいというような計画に、広域火葬計画ではなっています。

とすると、今、奈良県の地域防災計画の中に位置づけられて、計画を立てていただいても、いざ発災時に、広域火葬が必要になった場合に、奈良県としてなかなか実行することができないということになるのではないかと、私は、この2つを掛け合わせると、どうしても思ってしまうのです。

今、地域防災計画も見直しがされている段階で、パブリックコメントをやっているとは

思うのですけれども、奈良県としても広域火葬計画を策定する前提で、ぜひともご検討いただきたいと思います。

広域火葬計画をつくる时候になれば、県として、奈良県内の状況がどうなっているかを、まず逐一把握しなければいけないようになりますから、それができたならば、その次のステップとして、奈良県で、発災時ではなかったとしても、広域的に見て奈良県民の日々の火葬をどうするのかというワーキングができるのではないかと考えているのですけれども、まず、広域火葬計画をつくるべきだということに対して、お答えいただければと思います。

**○姫野消費・生活安全課長** 広域火葬計画は、都道府県内の広域火葬ということにして、私どもは、災害が発生した場合に、各市町村でどれぐらいの火葬の設置基数があるかは、有事に備えて定期的に情報を把握しています。

猪奥委員がお述べのとおり、広域火葬計画については、現在、防災計画の中で策定していますが、広域防災計画の策定項目を見直し、広域火葬計画として改めて策定するかどうか検討していきたいと思います。

**○奥山委員長** 梶田くらし創造部長兼景観・環境局長、今のよろしいですか。

**○梶田くらし創造部長兼景観・環境局長** 広域の概念で、県内の相互支援という観点と、東北のように県域を越えてという広域があろうかと思っています。県内の相互支援は平常時も、例えばAという火葬場がA市の人だけですというわけでもないところがあり、いろいろな形で市外の人も火葬されている現状があります。当然、施設ですから壊れることを前提に、市町村は物事を考えていますので、そういった際の相互の支援は、現在もあるはずですよ。

ただ、猪奥委員がおっしゃっているのは、大規模の災害が起こったときの指揮の系統や、実際にできるのかという事前の備えということだと思います。今そこまでのリアルな数値、形での検討はしていないのが現状です。視点としては大事な視点ですので、県がどういう立場でそれに取り組めるのかを含めて、勉強していきたいと思っています。

**○猪奥委員** 災害が起これば、きっと本当に足りなくなるのだろうというのはわかりますし、災害が起これなくても、多死社会になれば足りなくなっていくのだろうというのは想像にかたくないことですので、広域火葬計画の取り組みを、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、奈良県広域消防組合の、採用時の色覚検査についてお伺ひします。

今、県広域消防組合では、色覚検査をされていますでしょうか。また、それが採用の合否にかかわることになっていますでしょうか。

○小出消防救急課長 奈良県広域消防組合においては、職員の受験資格として、職務遂行に支障がないことという形で規定しており、最終試験の合格者に対して、色覚項目を含む健康診断書の提出を求めている状態と聞いています。以上です。

○猪奥委員 とすると、県では、色覚に異常があるけれども、自分の色覚異常の程度であれば、業務に支障はないと受験者が自分で判断をすれば、受験する資格があるし、色覚異常があることをもって試験に落とされることはないということですね。ありがとうございます。

県内には今、3消防がありますけれども、ほかの2消防についてご存じでしたら教えてください。

○小出消防救急課長 奈良市と生駒市の両消防本部については、受験資格の中に、信号の色が識別できるということだと思いますが、赤色、青色及び黄色の色彩が識別できることという形で規定をしており、所定の様式を定め、受験時に、色覚項目を含む健康診断書の提出を求めています。以上です。

○猪奥委員 私も、奈良市消防、生駒市消防にお問い合わせをさせていただいたところ、県消防ではやっていないのだけれども、市の消防では、受験をするときに色覚検査の結果を添付しなければ受験できないと。奈良市は、1次試験を受ける前に、出願の時点で必要で、生駒市の場合は、ペーパーテストに受かって2次の検査を受けるときに、検査結果が必要だということでした。

もちろん、色覚異常といっても、ご存じのように、何でも障害はそうですけれども、人によって物すごく程度の差があります。色覚検査で異常になった方であっても、免許証を取れる方ももちろんいらっしゃいますし、人によって程度の差がある中で、県としては、県広域消防組合ではやっていない色覚検査を生駒市、奈良市の消防でおやりになられていることについて、対応にむらがあることについて、ご所見があれば聞かせていただきたいと思っています。

○小出消防救急課長 奈良県広域消防組合は一部事務組合ですが、3消防本部で取り扱いに差があることは認識しています。

色覚検査については、労働安全衛生規則の中で、以前は雇い入れ時の健康診断に義務づけがされていたわけですがけれども、平成13年に改正され、特に検査の実施は禁止されていないのですけれども、改正通知の中で、実施に当たっては、職務の遂行に必要な色の判別が可能かどうかの確認を行う程度にとどめることが望ましいという形で、局長通知が出

ています。

実際、消防職員の場合は、車の運転だけではなく、傷病者の出血の状況や顔色の判断、消火活動に当たっては、炎の色によって燃焼物質の判断を行うなどは、生命に関することですので、迅速かつ的確に行う必要があることから色覚障害が、程度によりますが、支障となる場合も考えられます。

各本部における色覚検査の実施及びその結果の取り扱いについては、労働安全衛生規則の改正の趣旨を踏まえ、過度なものとならないことが重要であるとは思いますが、基本的には消防業務の特性、消防本部の実情も勘案して、各消防本部において適切に判断すべきだと考えています。以上です。

○奥山委員長 私は、色覚異常ですから、そのつもりでしっかりと質問も答弁もしてください。

○猪奥委員 わかりました。今、奥山委員長が色覚異常だとおっしゃられました。特にアジア人は欧米人に比べて色覚異常が非常にしやすい性質があるそうです。特に男性の方は多いそうで、5%が色覚異常だと言われています。

子どもにとって、なりたいた職業の上位に消防士は常にランキングしているわけです。先ほどおっしゃられたように、2001年の労働安全衛生規則の一部改正が行われ、雇用健診時の色覚検査が廃止されています。2003年に、学校で色覚検査が既にされないようになっていきますので、自身が色覚異常と気づかずに高校を卒業したり就職試験を受けられる方は、恐らくたくさんいらっしゃるのではないかと、これからそういう方がたくさんふえるのではないかと思うのです。

そんな中で、これはそれぞれの消防本部で採用ということではありますが、私は、生駒市消防も奈良市消防も、採用のときの資料を見ますと、とても配慮がされているようには思いません。どちらの市とは言いませんけれども、どうなりますかとお伺いをしたら、義務づけられている書類の提出がそろっていない時点で、採用試験を受ける資格がありませんと。完全に、門前払いではないかと思うのです。

先ほどご答弁で、車の運転ができるとしても、炎の色、トリアージ、血の色などが判断できない可能性もあるとおっしゃられました。できない可能性は多分にあると思うのです。でも、できる仕事もたくさんあります。

もうおとしになりますか、県で、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例をつくっていただきました。合理的配慮の欠如は差別になると、県でも明

文化していただきましたけれども、これは、まさにこの事案に該当するのではないかと思っています。

県の広域消防組合では、これを条件に入れておられないので、これ以上は言いませんけれども、どこに住んでいても同じ条件で消防に就職ができるようなチャンスは、与えられてしかるべきかと思います。

続きは福祉の分野に、福祉の観点からどうかとお聞きしたいと思います。この件は以上にします。

続いて、消防団についてです。消防団の話は先ほどから何度か出てきていますが、小林委員への答弁の中で、女性の消防団員がふえたと、300名以上になったとお答えをいただきました。その中で、女性消防団に所属をされている方の割合はわかりますか。普通の地域の消防団ではなくて、別の枠組みで女性消防団をつくっておられるところがあるかと思うのです。その割合が、わかれば教えてください。

○小出消防救急課長 10市町村で女性だけの消防団の分団をつくっておられます。以上です。

○猪奥委員 300名のうち、女性消防団に所属されている方が何名で、それ以外の普通のと言ったらおかしいかもしれないですけど、普通の消防団に入っておられる方が何名かという割合はわかりますか。

○小出消防救急課長 今、数字を持ち合わせておりません。

○猪奥委員 もしわかれば、後で数字を教えてくださいと思います。

と申しますのは、女性消防団を結成されているところで、女性消防団の方が託されていることが、非常にバックヤード的なことが多いと思います。災害発生時に、ご飯をつくったり、ケアのほうに回るという役割で女性消防団をつくっておられるところが多いと私は感じており、災害が起きたときに性別で、役割分担を固定化してしまうと、それが二次災害のようなものを引き起こすのは、東日本大震災の教訓かと思っていますので、数を教えてくださいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。ふるさと納税で2億199万4,000円が歳入で計上されています。恐らく奈良県の方は、よそにたくさんふるさと納税をされているかと思ひまして、住民税の控除になって減額されている分は幾らぐらいあるのでしょうか。

○野村税務課長 税額控除ですけれども、平成29年度分の課税となる平成28年所得か

らの税額控除は、8.4億円の税額控除が寄附金控除としてなされています。以上です。

○猪奥委員 8.4億円のうち75%が交付税措置されるのですよね。交付税措置後の歳入と、控除の分とを差し引くと赤字になりますか。

○野村税務課長 済みません。交付税措置関係の数字が、すぐには出ないのですけれども、単純に比較して、奈良県へ入ってきている寄附金を除くと約6.8億円のマイナスになっているという状況です。以上です。

○猪奥委員 6.8億円のマイナスになっていると。以前、ふるさと納税についてお伺いしたときに、容易に返礼品競争には入らないのだとおっしゃっていましたが、現在6.8億円の赤字になってしまっているわけです。これについて、次年度こういう取り組みをしていこうという方針がありましたら、お聞かせください。

○野村税務課長 確かに猪奥委員がおっしゃるように、平成29年度に、ごく少数の都道府県で黒字になっているという状況がありました。奈良県を含めて、多くの自治体でマイナスになっています。よく都市と地方との税収格差が問題にされますけれども、地域間で税収格差が出ています。これはこれで非常に問題なのですけれども、ただ、本県としては、次年度からは政策推進課でPR等をしていきまして、あくまでも返礼品競争ではなくて、奈良県らしい返礼品、奈良県を感じていただく返礼品で、もちろん総務省通知にのっとって施策をPRしていきたいと考えているところです。以上です。

○猪奥委員 私は、ふるさと納税は、実は余りいい仕組みだと思っていなくて、都市と地方の均衡を促すのであれば、もう少しまい手があるのではないかと思っているのです。

とはいえ、制度としてふるさと納税ができ上がっており、現状、全ての自治体が同じルールのもとで戦わないといけなくなっていて、この戦いの差額といいますか、どれぐらいプラスが出ているかマイナスが出ているかは、それぞれの自治体が工夫を凝らして取り組みを行っているか、いわば一つの成績表ではないかと思うのです。各自治体がどれぐらいうまくPRできて、売り込みできて、選んでいただく方に選んでもらいやすいような情報提供を、いかにうまくできているかという結果が、ふるさと納税先に選ばれるかにつながっているのではないかと、私は常々思っています。

最後に、結局どうやって県の取り組みをお伝えするかであったり、事業内容をお伝えするかは、何でも、事業費を見ているとそうなのですがPR、広報につながってくると思うのです。昨年の12月議会で広報についてお伺いしましたが、その後の取り組みで結構ですので、教えていただきたいと思います。

県はいろいろパブリシティーを行うわけですが、例えば県でこんな品種ができました、新しい品種改良ができました、こんなイベントをやりますというのをマスコミに対して投げるパブリシティーがありますけれども、奈良県はこのパブリシティーにおいて目標値を持っていないと、以前、お聞きしたと思います。県のパブリシティーの目標値の設定について、お聞かせください。

**○舟木広報広聴課長** パブリシティーの目標数値ですが、マスコミで奈良県のこといろいろ報道されることがあります。我々は、2つの面からのチェックが必要と考えてます。

1つ目は、こちらから報道発表していない情報を報道の方が取り上げられる場合、2つ目は、こちらから資料を提供して、マスコミで取り上げてくださいますようお願いする場合があります。

1つ目の、こちらからは働きかけのない情報がマスコミで取り上げられた場合ですが、昨年、猪奥委員からのご指摘もありましたので、まずはテレビと新聞に限り、チェックするようにしています。テレビは、広報広聴課でチャンネル丸ごと録画機能を持ちまして、NHK、奈良テレビ、民放4社の6チャンネル分を1カ月分丸々録画することになっています。その後で、これもご指摘によって始めたことですが、奈良県というキーワードを入れると、奈良県が表題に含まれている番組が出てくる場合がありますので、その内容を確認して、内容に応じて上司へ報告や相談をしたり、関係課に連絡するなど、必要な対応をとっているところです。新聞については、毎日、職員が全紙をチェックしている状況です。

それからもう一つ、こちらから資料を提供して取り上げていただいている事例です。例えば今年度で申し上げますと、県庁の各部局が行った資料の提供件数は、まだ3月は途中ですが、合計で2,252件です。2,252件のうち、テレビや地方紙、全国紙含めて、一つでもこちらから提供したネタを取り上げていただいた件数を1件とカウントすると、2,252件に対して1,030件が取り上げられています。率に直すと45.7%になります。平成28年度は、1年間で2,623件の情報提供、資料発表をさせていただき、取り上げられた回数は1,013件で、38.6%です。

昨年度は38.6%、今年度は45.7%と徐々に上がっていますが、先ほど猪奥委員のご質問にありました目標数値はどうかということですが、明確な目標数値は定めていません。昨年度38.6%、今年度45.7%の取り上げがされていますので、この数値を1%でもふやしていきたいということが目標です。以上です。

○猪奥委員 全録の機能を入れていただいていたのですね。ありがとうございます。

前回、お話をさせていただいたときは、県がどのように取り上げられるのかは、例えば大和牛の話が出たら農林部で見ていただくなど、それぞれの部局で見てもらってくださいというお返事でした。

それだと、担当しているものであればいいのだけれども、担当していないものが非常に視聴率の高い、例えば「ちちんぷいぷい」といったもので取り上げられたときに、どなたも責任を持ってそれを見る必要性がないというのは、私は県として非常に問題だと思っています。マスコミというのは非常に訴求力が高いですから、マスコミでどう取り上げられるかは、県の広報にとって非常に注目すべきところだと思いますので、ぜひ入れていただいた録画の機械を有効にご活用いただいて、これから県のPR戦略の立案にもぜひとも生かしていただきたいと思います。全録機能を入れてくださって、ありがとうございました。

意識をしてPR活動を行っていくと、おのずと成果も上がってくると思います。その成果が、先ほどおっしゃっていた38%が45%になったなのかもしれないのですけれども、きっちりこれだけは露出させるのだという意識を持ってPR活動を行っていただくと、もっと効果が出ると思うのです。ぜひとも数値目標を持っていただいてPR活動をしていただきたいと思います。

これも去年の12月議会でお問い合わせさせていただいたことなのですからけれども、意識を持ってやってくださいといっても、全ての事業もそうですけれども、奈良県はがん検診が非常に低いので、がん検診率を上げましようとなったときに、県の持ち得る広報のアイテムは実はそんなに数多くはない。テレビで取り上げていただきたいとお願いをしても、必ずしも取り上げられるわけではなくて、県が持ち得る広報の手段というのは、例えばホームページや、市町村のそれぞれの担当課への勧奨などがありますけれども、それぞれの担当課でホームページにしても広報物にしても、ご担当の方が広報物をつくっていただいているという現状があります。つくられる方は、もちろんその事務には精通しておられますが、広報という観点のプロフェッショナルではないと思います。

例えば自分のそれぞれのお仕事の合間合間に、ワードやパワーポイント、イラストレーターをさくさく駆使してつくられる方は、それほどいらっしゃる中で、それぞれが工夫してチラシをつくって配っておられると。政策効果を上げるためには、私は、チラシやホームページなど、県民に事業の内容を訴えるものをつくる人を、ある程度、専門職として広報で持っていただいて、平素からお手伝いができるような仕組みにしていきたい

と思うのですけれども、どうでしょうか。

**○舟木広報広聴課長** 県が事業を実施する際には、当該事業の担当課が、事業趣旨や目的に基づき、どういった層と地域をターゲットとするか、時期をいつにするか、内容をどうするかといったことを総合的に練り上げていくのが通常であり、その中で広報のやり方、方法もあわせてつくり上げていくことが非常に大切と考えています。

今、お話にあったチラシの作成についても、どのようなレイアウトとデザインで訴求効果を出していくかについては、その事業を練り上げていく過程の中で担当課がしっかり検討すべき課題であると考えています。こういったことの繰り返しによって、県庁職員の広報能力を向上させるべきだと考えています。

そういったことから、これまでも広報広聴課が各課の広報ツールの作成等には直接には関与はしていませんし、また、経費の制約もあり、専門家を配置してPR支援を行うことも行っていません。

ただし、研修などにより職員の広報能力の向上を図ることは非常に大事と思っています。そのため、広報広聴課では毎年春、夏、秋、1年に3回、約100名程度の職員を対象にプロの講師をお呼びして研修を実施しています。今年度については、春には主婦の友社の編集長にお越しいただいて、広報力をアップさせるヒントと題して講義をいただきました。夏には日本広報協会の広報アドバイザーを講師にお招きして、効果的な行政広報に関する職員研修を行っていただきました。また秋には、雑誌の企画、レイアウトの専門家をお招きして講義をしていただきました。

今後こういった研修事業を通じて、職員の広報能力の向上を図っていきたいと考えています。以上です。

**○猪奥委員** ものをつくっておられる会社でも、どうやって売ったらいいかを、つくっている人が一番知っているわけではないですよ。品物についてはその人が一番知っているけれども、ターゲットはここで、こういう訴求をしたらいいと判断するために、PR会社や広告代理店があり、業としてしっかり成り立っているわけですから、そういった力を奈良県ももっと使うべきだということをお伝えして、質問を終わります。

**○奥山委員長** ご苦労さまでした。

あと川田委員が最後なのですが、暫時休憩をとります。午後2時40分から再開します。

14:24分 休憩

14:44分 再開

○**奥山委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ご発言願います。

○**川田委員** よろしくお願ひします。

まず、予算審議ということで、総括的なことからお聞きしたいと思います。

その前に、先ほど広報の話も出ており、テレビも録画しておられるとお聞きしましたが、先週木曜日の夕方のニュースで、奈良県のことをやっていました。電話がかかってくるまで、関西で一番の視聴率がとれたということで、非常に好評だったのかと思っています。

予算に、話を変えていきます。

まず、予算編成の考え方について、今、国では3本の矢ということで、その一つである金融政策をここ最近、力強く取り組んでこられたと。その影響もあって、財政的にも少し右肩上がりの状況になってきたこともあり、国は、金融政策に成長志向の財政政策を、うまく組み合わせることに留意する必要があると示しています。

奈良県が、今回の予算を取り組むに当たって、金融政策等の政策に組み合わせることの留意事項について、考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

○**阿部財政課長** お答えします。

川田委員がお述べのとおり、国においては脱デフレに向けた取り組みということで、新3本の矢を進めているところでして、金融政策に成長志向の財政政策をうまく組み合わせるものと承知しています。

今回、予算編成に当たって、当然、その結果として地方税の税収増といった恩恵を受けている部分は確かにありますが、個々の施策において、どういう金融政策を加味したかといったところについては、今は持ち合わせていません。一方で、その足元の県の情勢を踏まえ、知事も記者会見でも申し上げましたが、将来に向けた種をまいていく、経済を活性化させていくのだといったところで必要な施策を編成したという考え方です。

○**川田委員** 将来の種まきということですね。

次に、これも国で上げられていますが、子育て安心プランを踏まえた、保育の受け皿整備や人づくり革命の推進、生産性革命に特に力を入れるということで、今回の地方財政計画の内容でも倣っているわけです。

これについても、今回、種まきとおっしゃいましたけれど、具体的に、今言った3点の子育て安心プラン、人づくり革命、生産性革命についてはいかがですか。

○**阿部財政課長** 子育て安心プラン、人づくり革命、生産性革命については、昨年末に政

府の政策パッケージが出されたところです。

基本的に、本格実施については、平成32年以降が一番本格化してくるというところですが、一方で、保育の子育て安心プランは、すぐさま取りかかる部分もあります。

まず、子育て安心プランの保育の受け皿整備については、引き続き、安心こども基金等を活用して、幼保連携型のこども園などの施設整備に対して、市町村事業ではありますが、保育所については市町村事業に対して補助していくといったプランを持っているところです。

また、人づくり革命について、高校無償化の議論の最終的な結論を見るのは、平成32年以降という形になっていますが、平成30年度予算では、我々としては一部先取りという形で、私立学校の授業料の無償化に向けた拡充を提案しているところです。

○川田委員 平成30年度予算は、平成27年に閣議決定された経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度に当たってくると思うのです。特に基本方針である歳出改革について、平成30年度における考え方として、聖域なき徹底した見直しを推進するということが国の方針でもありましたけれども、これは予定どおり進められる状態にあるのか、現在の歳出改革について、どういう予算プランになっているのかを簡単に結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○阿部財政課長 平成30年度における国の一般会計歳出改革の中で、大きな目玉となっているのは、診療報酬の改定の部分に当たると思います。薬価の見直しが大きくされたことにより、本県の予算編成においても社会保障関係経費の伸びが、一定程度鈍化された部分は確かにあります。

では本県でどういう取り組みを今後やっていくのかというところで、やはり同じように大事な、一番大きな社会保障に対する対応は、医療費の適正化があらうかと思えます。そういった取り組みは、これからの部局審査での話になるかと思えますが、平成30年度予算でも、医療費適正化に向けた各般の施策を盛り込んでいるところです。

○川田委員 歳出改革というのは、ほかにも幅広くあると思うのですけれども、阿部財政課長に今、特に主なものをおっしゃっていただいたと思うのです。政策として、今までいろいろとやってきている中で、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減しよう。そして、政策効果の高い歳出に転換するよというということで、国の今回の方針でも出ているわけです。

平成30年度予算を編成されまして、いつも言っていますが、スクラップ・アンド・ピ

ルドは、行政では当たり前のことです。特に政策効果の高い歳出への転換は、具体的な個別事業は今、置いておきまして、全体的にどういう考え方をもとに、来年度取り組んでいられるのかと。どういう意味を持った予算編成になっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○阿部財政課長 歳出の徹底した削減、政策効果が高いものへの重点化というところです。

一つ一つ予算のヒアリングをしていく中で、こういった数値を出してほしいといったことを部局と相談しながら、どういう数値をもって政策を評価していくのかを、予算編成段階から議論しました。

今回の編成に当たって、私どもが気をつけていた留意点としては、歳出は徹底して削減しなければならないのですが、一律に何%切るということではなくて、不要なものはすっぱりやめると。必要なものには必要なだけ金額をつけられる形になるべくするようにということです。全てかなえられたかという、制限もありますので、なかなか満額回答とはいかない部分もありましたが、そういったところに特に留意をして予算の編成を進めてきたところです。

○川田委員 平成30年度予算において、細かい点検も含めて進められていくことかと受け取っているわけです。特に今、政策で一番大きく注目といいますか、姿勢として言われているのが、証拠に基づく政策の立案、EBPMという視点を踏まえて、点検と評価自体の質を高める奈良県の取り組みもやっていかなければいけない、ここが大きな一番の問題ではないかと思うのです。よそがやっているからうちもやるとか、地域の実情も違いますし、いろいろな観点があると思います。雇用条件ももちろん違うし、多くの因子があると思うのですが、そういった中で、証拠に基づく政策の立案ということで、知事もいつもエビデンスというお言葉をお使いになられますけれど、国でもEBPMは、今は主流の政策課題であると言われていています。阿部財政課長にお聞きするのはどうかとは思いますが、予算を組んだ側として、全体的にこういった効果をきちんと持った執行をやっていけるのかもあると思いますので、そのあたりのご感想をお聞かせいただきたいと思います。

○阿部財政課長 EBPMの視点について、どう考えていくのかというご質問だと思います。

当然、予算編成の過程では、この施策を打った場合に、どういう効果が得られるのかを数値で示してほしいということは、再三申し上げてお願いしているところです。

ただ、なかなか定量的にはかれない部分も当然あります。そういったところについて、

どう考えていくのかは、私の中にまだ答えがありません。

また、EBPMの考え方で、施策を打つ前に証拠を持っておくことは必要なことだと思います。それに当たって、やはりスモールスタートといいますか、調査事業からきちんと始めて、1年間調査をして翌年度に本格実施、一部地域でモデル的に導入して、その後、広く広めていくといったやり方が効果的ではないかと思っています。新たに始める事業については、全体で始める必要があるのか、1年調査する必要があるのか、少ない地域でやる必要があるのかななどを、個々判断させていただいたところです。

○川田委員 本当におっしゃるとおりだと思います。先ほど奥山委員長のお言葉もありましたが、今回は長丁場だということで、事業の審査は、あす以降に入っていくわけですが、やる前からエビデンスを持っているのか、それをやらずに取り組んだのか、新規事業もたくさんありますので、そこを争点として今後、審議をさせていただきたいと思っています。

それから、地方財政計画に具体的に入っていきたいのですが、先ほど県からいただいた資料で、ことしは県税等が若干上昇したこと、地方交付税がわずかに減ったこと、臨時財政対策債が若干減ったことが、特徴的ではないかと思っています。

今、国の地方財政計画も同じような形にはなっていますが、当然ことしも、地方財政計画を組むに当たって、財源不足があったと思うのです。その補填措置について、平成8年度以来23年連続して、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することになってしまっているわけです。その財源不足に対する補填措置はどのような形で行われたのか、もしおわかりになれば、説明願いたいと思います。

○阿部財政課長 川田委員のご指摘のとおり、地方財政対策において、財源不足に対する補填措置は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に対する対応という部分での補填措置があります。

まず、国と地方での折半対象となる不足額については全体で3,311億円、うち半分は1,655億円を新規の臨時財政対策債の発行で賄う形で組まれています。一方で、国部分については、地方交付税額の増額による補填という形でされています。

折半対象以外の財源不足額への対応としては、財源対策債の発行として7,900億円、地方交付税の増額による補填で1兆2,362億円。それから臨時財政対策債の発行は既発の企業債の元利償還金相当分ですが、それについて3兆8,210億円の財源不足に対する対応がなされているところです。

○川田委員 ことしも昨年と余り変わっていないとは思いますが、特徴的なのが、交付税特会の償還を先送りしているところが約4,000億円近くあります。結局うちだけが組まれて、県にお金も来て、予算を組んでいくというパターンですけど、中身を見た場合には、交付税特会のお金を4,000億円ぐらい先送りしているのと同じような形になっているのではないかと思います。

決算審査特別委員会でも言いましたが、世代間の負担の公平化においては、先送りされることは、どんどん将来の不公平な負担がふえていくという考え方になると思うのです。そういった点については、奈良県として、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○阿部財政課長 川田委員のご指摘のとおり、大前提として、平成8年度以来23年という長きにわたって、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する事態となっていることが、一番大きな根本の原因かと思えます。国税に対する地方交付税の割合は法定されていますので、それが不足している状況に対して、どう考えていくかがポイントになると思います。国の財政も当然厳しい状況ですので、ただただ地方にお金を回すようにという主張もなかなかしづらい部分ではありますが、一方で、臨時財政対策債で賄っている状況は、地方としては、決していい状況ではないと考えています。

○川田委員 はっきりと申し上げるのはどうかと思いますが、平成29年度はまだ数字が出ていませんけれど、基準財政需要額の推移を見ていった場合、資料でも出ていますが、需要額の中で占めている臨時財政対策債の償還額の幅が、年々広がっていつてしまっていると。需要額はわずかに微増しているのですけれども、これは医療費の伸びや、いろいろなものがありますから当然伸びているのですけれども、その中を侵食していつているような形で、臨時財政対策債の償還額の幅がどんどん広がっていつている状態です。

何を言いたいかという、本来使わなければいけない住民のための資金が、どんどん圧迫されていつているのが現状だと。こういうグラフもあるのです。

ほかの交付税特会のお金も当然、平成9年でしたか、地方の借金として、かなりの額がありましたけれど、国は、一般会計へ入れてしまいましたから、処理が終わっているのです。残すのが、この地方の借金だけです。これも年間1兆円単位で、本来であれば返していかなければいけないというお金がある中で、まして臨時財政対策債も自転車操業のような形になっていますから。

将来負担を考えた場合、よほどの何かすばらしいマジックでもない限り、こういった構

図が大きく変わってしまうということは、幾ら国に優秀な方がたくさんいらっしゃっても、無理だと我々は見ているのです。

地方ではどうしたらいいかと考えた場合、先ほども答弁されていましたが、かなりエビデンスを持った政策を、空振りが一つでも少ない形で進めていかなければいけないのではないかと思います。

これも数年続いている状態ですけれども、景気もいつまでもこんな状態は続くとは思わないし、過去に、何か景気の名前がありましたけれど、最長期間を超えてきているということもあり、景気循環からすれば、いつまでもこのまま今の右肩上がりが続いていくことは、難しいのではないかと指摘も多くある中ですから。この間の総務警察委員会でも、厳しい財政はどういうことだと、わざと突っ込んでいましたけれど、やるのだったら包括的に、その辺も締めた形で取り組んでいかなければいけないのではないかと考えているのです。

予算執行をする前ですから、そればかり言っても仕方ないのですが。財政側に対しても、先ほどおっしゃった政策の効果の検証を厳しくやっていかないと、来年度の予算を組む場合に、去年は去年、ことしはことしだというよりも、継続性がやはり必要だと思いますので、だめなものは廃止していただく。調査していない、エビデンスがあるといっても実際なかったというものは廃止したりなど、厳しい姿勢は必要になってくるのではないと思うわけですが、いかがでしょうか。

**○阿部財政課長** 川田委員のご指摘のとおり、恒常的に臨時財政対策債がふえていくという状況をどうにかしなければいけないということで、国でも、ことしの概算要求時点では事項要求として、地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正ということで、法定率の見直しといったところも求め始めているところですので、そういったところも引き続き見ていかなければならないと思っています。

また、時間の制約もある中ですので、編成過程でどこまで追求できるかはありますが、きちんと効果を出せるような予算編成に、これからも努めていきたいと思っています。

**○川田委員** 財政の立場からは大変だと思いますけれど、事業をやる側も、その辺をよく認識した上で取り組んでいただければと、お願い申し上げます。

次に、主な特徴として、去年もそうだったし、ことしもそうですけれども、リーマンショック以降、危機的対応モードということで、かなりいろいろな部分で財政的な投入もありましたが、現在、平時モードへの切りかえということで、例えば雇用対策費など国から

来る予算も、ことしも大分減らされました。去年もかなり減ったのですが、ことしはまたさらに減らされたという状況で、何が言いたいかという、平時モードへの切りかえという事で、財政構造も若干変わってきたという印象を受けるのです。

奈良県においても、今までは、危機だ、ではこういう対策もやらなければいけないのだ、ああいったことをやらなければいけないという政策をやってこられたわけですが、平時モードへ切りかわって、内容的にも転換する年に来ているのではないか。先ほど将来の種まきだということも、その転換の一つだと思うのですが、その点について、過去のものをいつまでも、ことしもというわけにはいかないと思うので、そこは大転換できた予算編成になっているということでしょうか。

**○阿部財政課長** 川田委員がお述べのとおり、ことしの地方財政計画の中でも、普通交付税算定の中でも、地域経済基盤強化・雇用等対策費という歳出特別枠があったのですけれども、リーマンショック以降続いていた特別枠が、平時モードへの切りかえという事で廃止されることになっています。社会福祉・児童福祉関係や、公共施設の適正化といったところに振りかえられているのですが、そういった形で危機モードから平時モードへの切りかえは確かに進められていると思います。

奈良県においても、危機対応の経済対策、消費喚起の取り組みとして、これまでキャッシュバックキャンペーンやプレミアム商品券といったことを取り組んできていますが、そういった事業も、一定見直しの時期を迎えて終了していく過程の時期にあるかと思います。

一つ一つ、経済対策が求められる時期・タイミングはあると思いますので、適切に見定めていかなければならないと思っています。

**○川田委員** よろしくお願ひします。

それと、もう1点、これはことしだけの話ではないですが、普通交付税の算定方式について、ここ最近の流れからいくと、単位が、市町村の固定算定経費は若干上げられて、府県は逆に下がっているといった構図が、極端な動きはなかったですけど、そういった方向性になっていたと思うのです。

これは大々的に言われていますけれど、トップランナー方式ということで、きょうも話が出ていました。民間にできることは民間にと。委託ができるということは、すなわち行政の効率化、先ほど言っていた大胆な歳出改革の一つの方法であるということです。

トップランナー方式に取り組む団体もあれば、取り組まないという団体もありますけれども、今後、住民サービスを考えた上で、効率化していくのは当たり前の話で、交付税の

算定方式に関しても、今までであれば、取り組んでいるところには、基準として算定するという方式が、今度からは成果方式に変わっていきこうという段階にあると思うのです。奈良県も今、計画を立ててやっていると思うのですけれども、平成30年度が明けて平成31年度か平成32年度から、成果方式に大きく変わってくるし、ことしの財源でも出ていました。財源が、1,000億円単位で成果方式に移動すると、国の資料でも書かれていますので、そのあたりの取り組みは早急に進めていく必要があると思うのですが、お考えはいかがでしょうか。

**○阿部財政課長** まず、個別算定経費等で、包括算定経費等の状況ですが、総務省で、今年度どういう推計になるかを出しており、個別算定経費については都道府県分、プラス・マイナス0.0%。一方で、包括算定経費については道府県分でマイナス5.5%という形で、個別算定経費で増額キープしている分、包括算定経費が減っているといった数字の関係にあるかと思えます。

トップランナー方式については、一番先を走っている自治体の水準を算定に用いるという考え方で行われているところです。どういった形で成果方式になっていくのかは、勉強していかなければならないと思いますが、当然、民間委託については、今回の予算の中でもアウトソーシングとして進めています。今、トップランナー方式に上げられている項目については、比較的徐々に進んでいるとは思いますが、今後どういったものが民間委託の対象として適切だということで、算定方式に加わっていくのかにも注視していかなければいけないかと思えます。

**○川田委員** 項目は、まだまだふえてくると言われています。

一番危惧するのが、個別算定方式の単位費用です。やっているところとやっていないところの単位費用の掛け率を変えるというものであり、地方の歳入というのは命ですから、この歳入に一番かかわる大きなポイントの一つだと思うのです。今までであれば、計算式に基づいて全国画一的に同じ財源を受けていたというところから、今度は、頑張っているところには若干多目につけます、頑張っていないところには苦勞してくださいと、いろいろ分析したら、多分こういうことを考えているのではないかと見えるのです。

事業の取り組みというのは、県、地方公共団体は、単年度主義でやっていますけれど、1年たてば終わりではなくて、公会計の変革もあるのでしょうかけれど、継続したもので評価されるというところが、今回新たに導入されてきているのではないかと思えます。

だから、事業についても、そのあたりの効果検証もやっていく必要がありますし、今、

阿部財政課長がおっしゃったように、今後新たにふえるであろう項目を聞いてから、1年かかって調べてからやるのではなくて、ある程度調査・研究を行ってれば、すぐにでも取り組めるといった体制にもなろうかと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

もう少し話を絞って、ことしも引き続き、まち・ひと・しごと創生事業費で、地方財政計画では予算も据え置きで、去年と同じ額で出ているわけですが、これも成果方式に入ってくるということです。去年と比較して、平成30年度の予算に関しては、まち・ひと・しごと創生事業の予算の獲得は、前以上にできるという予算編成になっているのですか。

**○阿部財政課長** ご質問されているのは、地方財政計画の中で評価される、まち・ひと・しごと創生事業費だと思います。確かに、さまざまな指標を用いて、人口の少ない団体に有利にするといった指標を用いて、需要に傾斜をかけていくといった取り組みがなされているところではあります。

さまざま評価の指標があるのですけれども、最終的には夏に発表される、交付税算定結果を見ないことには、どういう状況かはわからないところではあります。

ただ、我々としては、例えば障害者雇用率が今、評価項目になっているのですが、全国でかなりいい位置にいたりなどといったところが、上がり幅としては低い評価になっているのではないかとといったところについては、総務省に対しても、日々要望をしており、まち・ひと・しごと創生事業費で需要を獲得できるように努めている状況です。

**○川田委員** 去年も決算審査特別委員会で指摘し、研究するという答弁でしたが、あれからかなりの月日がたっていますので、ことしはかなりの提案があるだろうと期待していますので、よろしく願いしたいと思います。

次は、地方税制改正です。平成30年度、地方税制改正ということで、特に奈良県が頑張って取り組んでこられた、地方消費税の清算基準についての抜本的な見直しが行われるということです。何回も説明は聞きましたし、ことしも平成30年2月20日に奈良県税制調査会が開かれ、私も傍聴させていただいたのですが非常に勉強になりました。ありがとうございました。

その中で、詳しく説明もされていたのですが、ことし、地方消費税の清算基準が変わって、37億円ぐらいのお金がふえるということですが、交付税の基準財政収入額への算入もありますので、真水でふえる額は幾らぐらいになりますか。

**○野村税務課長** 収入増に伴う交付税の減を考慮した県の純増については、約2.7億円

と見込んでいます。以上です。

○川田委員 約37億円の半分は市町村に交付され、その残りで収入額がふえれば交付税が減るという計算ですから、その違いであるということです。

1点、疑問が出ているのですけれど、ことし2.7億円という財源を獲得した。奈良県もご説明されていたように、一般財源がふえたというのも大きいとおっしゃっていましたが、現実には使えるお金がどれだけふえたかが、一番大事ではないかと思うのです。

努力を否定しているわけではないので、誤解のないようにお願いしたいのです。

2.7億円ふえたと。歳出に関しては、教育委員会やほかの部局で聞きますけれども、予算編成という意味において、教育に全部還元していくと発表されていましたが、2.7億円しかないということは、ほとんど単費でやっていかなければいけないという考え方でよろしいのですね。

○阿部財政課長 今、申し上げられたとおり、36.7億円のうち18.4億円が市町村に交付されることもあり、基準財政収入額に算入されない留保財源として、真水の増としては2.7億円です。

川田委員もおっしゃっていただきましたが、18.3億円がただただ消えているかというところではなくて、県単独の一般財源として、国の地財の動向といったところに比較的左右されない安定財源となっていくところが一つ大きなところかと思えます。

平成30年度の予算編成過程において、2.7億円の純増分がありますので、それをきっかけに教育予算を充実していき、なるべく2.7億円全体を県民に還元できるようにという形で編成しています。結局、一般財源ですので、色はありません。このお金を何に充てているということはないです。考え方として、例えばどういうものに充てていこうと思っているのかですが、まず、県立高等学校全体に空調整備をしていこうという中で、空調整備に係る県の起債を充てたり国庫が入ってくる部分を除いた一般財源負担部分で約4,600万円。私立高等学校授業料の制度変更による充実分として約8,500万円。もう一つ、育友会で負担いただいていた空調を含めたランニングの経費が、昨年比べて1億3,300万円増となっていますので、そういったところに優先的に充てるという考え方で教育予算を考えているところです。

○川田委員 取り組む政策の内容はよくわかるのですけれど、予算の手当は結局、単費をつぎ込んでやっていくと。先ほどおっしゃったように、将来への投資ということでは、いいと思うのですけれど、真実を正確に知りたかったということでもあります。

次に、行きます。

税制の話で、ことし準備に入っていかなければいけないと思うのですが、森林環境譲与税が来年度から算入されてくるということで、県でも森林環境税という名のもと、別途超過課税で取っているということです。今度はダブってくるので、来年度の1年間で議論していく問題だとは思いますが、ここで結論といっている話ではないですけど。国は、平成36年度から森林環境税を取るということですが、借金して前倒しで、平成31年度から森林環境譲与税としてこれを算入させるということを行っていますので、ダブってくるということもあり、一般の方の可処分所得を極力ふやす意味でも、平成30年度の中で、今まで必要以上に県民に負担をかけていた分は、なくしていくべきだと思うのです。その点について、お考えはいかがでしょうか。

○野村税務課長 川田委員からご指摘の点は、非常に重要です。財政需要がどうなるか、国税と県税の事業が重複する可能性は確かにあります。ただ、目的も違いますし、事業実施方法も、国税については市町村主体の事業にお金を使うと。森林のある市町村だけではなくて、都市部の市町村にも流れるということです。県の収入が1割で、市町村の収入が9割となっています。こうした点、今後どのように生かしていくか。国では、森林整備のほか、作業道、人材育成、普及啓発や木材利用と、かなり広範囲なメニューがあります。事業分野やボリュームもあります。林務当局とも十分調整しながら、そしてまた国からも指針を示されると聞いています。そして、川田委員がおっしゃった税制調査会のご意見もいただきながら、来年度検討していくことになると考えています。以上です。

○川田委員 税制調査会の審議は、出席されている先生たちのご意見が本当に優秀でおもしろくて、端的な意見もおっしゃってしまして、何でも見に行くものだと思っていたのです。ただ、負担するのは県民ですので、一部の方で物事を決めるというよりも、やはり県民の意見を一番大事にさせていただきたいと。法人の法人住民税も超過課税やっていますし、これも一種の超過課税であるということですので、これからの時代は、極力税率を安くして、経済の流れで税収をふやし、右肩上がりのトレンドを描こうというのが基本的な姿勢ですので、そこは原点に戻るべきだと思っています。

少し話がそれますが、さきほど、ごみの話が出ていました。ごみゼロに持っていきたいと言っていますが、全く意味がわからないのです。今、ごみ処理能力も高くなっていますからどんどん焼けるのですけれど、ごみゼロにするといっても、では消費を抑えろということですか。

大型ごみでも、私は市議会議員をやっていたから、住民からよく苦情を受けていましたけれども、大型ごみはなかなかとってくれないのです。出すなということですから、家にあるものを捨てられないから、新しいものを買えないのです。そういう悪循環になっているところもあります。昔なら、表に出していたら、1週間に1回でもとりにきてくれたり、大型ごみでも、指定された広場に出しておけば持って行ってくれたりということもあったのですが、今は、変に細かいルールばかりつくってしまって、おまけにリサイクルだリサイクルだと。我々は試算研究をしているのですけれど、リサイクルをすることによって、二酸化炭素を削減させるのだと。逆にふえているのではないですか。熱燃料も、今、全部発電機がつかないと交付税はつかないですから。ペットボトルも、どんどん燃やしている自治体もあるわけで、それが電気に転換されて、化石燃料を掘らなくても使う使用量も少なくなるという、試算も出ています。

今、失われた20年間ということで、ずっと消費も伸びない状況の中で来ている。そして、一種デフレ状態だと言われていた。よその国では大体平均年間GDP3%ぐらい伸びているのを、日本は全然伸びていないではないですか。国だけがやっていてよくなるわけがありませんので、やはり地方も一緒になってやっていくべきだと思うのです。

二酸化炭素の議論と経済の議論を一緒にしてしまうのは、適正かどうかはわかりませんが、あまりにも、人がやっている、こう言っているからこれをやるという形でいいのかと。原点に戻って、平成30年度はその意味も含めてもう一回協議し直していただいて、その点で見たらゼロだったら一番いいのです。けれど面で見えていただいたら、それが果たしてよいのかどうかという議論はあると思いますので、その点はまた副知事にも、その辺のご議論をぜひとも、よろしく願いしておきたいと思います。

この件はこれでいいです。

もう1点、税制について、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の改正もあります。これについても、先ほどと同じような考え方ではないのですけれど、これは奈良県にとってプラスになるのですか。それともデメリットのほうが多いのですか。いかがですか。

**○野村税務課長** 川田委員がおっしゃっている点は、地方法人特別税、特別譲与税の関係かと思います。

平成19年に税制改正があり、地方消費税の関係が抜本的に改正されるまでの暫定措置ということで導入されたものです。

奈良県の法人関係税は、東京都と6倍以上の差があり、奈良県は、全国で最低となって

います。ですので、税収格差是正という点では、非常に必要な制度です。

平成31年10月に消費税が増税されるタイミングに合わせて、地方法人特別税、地方法人特別譲与税の制度が廃止される予定で進んでいます。

ただし、平成30年税制改正大綱において、廃止することも踏まえて、今後、地方の法人税収の抜本的な是正をどう進めるか、国で、平成30年度に考えていきたいということが盛り込まれたところでした。以上です。

**○川田委員** 国で考えられているのは、特に東京都は法人関係税が多く、一極集中しているということで、それを何とか崩したいという税制改革でもあるかと思うのです。

今まで東京都に入っていたお金が国税に入って、それを分配財源にして使えるということに関しては、大きな意味はあると思うのです。ただ、奈良県の場合、法人事業税に関しても、今までであれば、国税特別税が入っていましたけれど、もともと企業が少ない奈良県ではないですか。それが今度からは自分でやりなさいという話になるわけでしょう。これはどうなのですか。その辺、細かいところまで計算は出していないのですけれども。これは当然、平成30年度において議論していく部分だと思います。今言っ、こうですという返事もできないと思いますので、これについては、研究結果などが出てきましたら、ぜひ議会などに報告をいただきますようお願いをしたいのですが、いかがですか。

**○野村税務課長** 川田委員がご指摘の、地方法人特別税の関係ですけれども、地方消費税の清算基準とは違います。地方消費税の清算基準は公平公正な、最終消費をあらわす基準をどうするかという税制度面の改革ですけれども、法人関係税については企業があるところとないところで大きな差がついていると。税制改正だけでは抜本的になかなか改革できないというところではあります。法人関係税は、日ごろからの事業活動に対する行政サービスに伴う税であるという一方で、景気が悪化すれば税収は落ち込みますので、安定した税収を得られないという非常に難しい税目ではあると思います。今後、安定的に地方が行政サービスを提供できるように、安定した税制度が法人関係税でも実現できるようになればいいと考えています。以上です。

**○川田委員** その辺の議論は、多くされると思います。また報告をよろしくお願ひします。

あと細かいところも何点か聞いていきたいのですが、地方公会計制度です。平成29年度までに統一的な基準による財政書類等が、地方公共団体において、おおむね作成されていると思います。この完成はされているのでしょうか。

**○阿部財政課長** 本県において、地方公会計制度に対応したシステムは、昨年度に既にで

き上がっている状況です。

○川田委員 固定資産台帳や資産管理台帳など、いろいろなものがありますけれど、情報統合していく作業は、平成30年度でやっていかれるのですか。

○阿部財政課長 今、まさに地方公会計の導入に向けて、こういった連携をしていくかについて準備しているところですが、現在の状況は、確認させていただければと思います。

○川田委員 よろしくお願ひします。

それから、予算書から何点か聞きたいのですが、個人県民税の税収は、去年の予算に比べて1%強、多目に組んでいるということです。企業収入は増の見通しで今回、試算されているのですけれども、去年より税収が6億5,000円ぐらい上がるという、ことしの企業収益の見通しはどのように行われたのでしょうか。

○野村税務課長 法人2税の見込みです。

税収の見込み方ですけれども、大企業が少ない本県の特殊事情を考慮するために、県内対象法人にアンケート調査を実施しています。特に機械金属や金融の業績、製造業・サービス業は、かなり好調な結果が出ています。こうした数値を参考にしながら、平成29年度税収見込み額をもとに算出し、平成30年度については103.5%の伸びという状況です。以上です。

○川田委員 あくまでも見積もりですのでぴったりはわからないのですが、そういった見通しであるということです。

一番大きな消費税等も平成30年度の見通しということになってくるわけですが、国では、全国規模で国の消費量、CPIの合計で0.9%ぐらいアップするだろうという見通しを立てています。奈良県では、消費量の試算は何%くらいと見られているのですか。

○野村税務課長 地方消費税の見込み方として、平成29年度の国からの払い込み額の伸びを見て数字を出しているところでして、県へ入ってくる地方消費税としては、景気回復の影響を受けていると思われ、プラス16.2%というところです。以上です。

○川田委員 消費量の計算、CPIは奈良県において平成30年度はどれぐらいアップするだろうという見込みを立てられているのかという質問なのですが。

○野村税務課長 地方消費税の事務自体は国で行っており、見込みとしては、国からの払い込み額をベースに数字を出しています。

○川田委員 税務課長に聞いた私が悪かったです。よく考えたら、これは税務課長の担当項目ではないですね。消費量計算や経済分野を扱っておられる部ですか。もう結構です。

それと、「平成30年度一般会計特別会計予算に関する説明書」22ページの、地方特例交付金に、減収補填債があります。これはいつまで続く予定なのですか。

○阿部財政課長 今、資料を持ち合わせていませんので、確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○川田委員 はい、また教えてください。慌てませんので、後でいいです。

そうしたら、先ほども話が出ていましたが、ことしの単位費用は、大体出てきていると思うのです。普通交付税関係の算出基準の単位費用については、ことしはどうですか。去年と何か大きな変動があったところはあるのですか。

それと、もう1点一緒に聞きますけれど、包括算定経費は未知の部門であるということでもいつも聞いているのですけれども、これについての割合は、ことしはどうなのですか。ふえた減ったというのは、いかがですか。

○阿部財政課長 今年度の普通交付税に関しては、まさに今、単位費用が、地方交付税法の改正の中で議論されているところです。単位費用の中でポイントは幾つかあります。まず1つ目は、先ほど川田委員のご質問にもありました、まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円を、取り組みの必要度に応じた算定から取り組みの成果に応じた算定へ、1,000億円シフトすることがあります。それから、危機対応モードから平時モードへの切りかえということで、地域経済基盤強化・雇用等対策費の廃止等が行われています。

それから、障害児保育に要する経費の算定は個別算定経費になるかと思うのですけれども、障害児保育に要する経費に関して400億円程度増額といったことが、トピックとして上げられています。

最後は、市町村の関係ですが、市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定を行うという形で、そういったものがメインのトピックとして地方交付税法改正の議論の中でされているところです。

○川田委員 総括して、去年から地方財政計画の額は変わっていないので、基準財政収入額は基本は去年ぐらいと一緒に考えて、あとはポイントの部分でどう動くかという考え方でよろしいですね。

収入額がことしふえるではないですか。基準財政収入額がふえるので気になっているのが、需要額です。需要額は、この時期だったら出ていないと思いますので、考え方だけお聞きしたかったということです。

○阿部財政課長 失礼いたしました。ご質問の趣旨を間違えておりました。

地方財政計画の規模になるかと思えます。地方財政計画の規模としては、86兆8,973億円で、前年比2,775億円、0.3%の増となっています。

一方で、地方税が大幅に伸びているので、その結果として、地方交付税については3,213億円減の、2%の減となっています。臨時財政対策債についても587億円の減、1.5%の減となっています。

川田委員が先ほどおっしゃった、個別算定経費と包括算定経費が、どういう動向になるかは推計の世界ですが、総務省が出している推計によると、個別算定経費が都道府県分で0.0%、包括算定経費が道府県分でマイナス5.5%という形になっており、先ほど申し上げた地方交付税と臨時財政対策債全体として減額になっている部分は、基本的には包括算定経費の減でカバーされているというところです。

○川田委員 わかりました。減になった項目が包括算定の分で、ほかは余り変わっていないという見方でいいという解釈ですね。

○阿部財政課長 大きなトレンドとしては、そういった理解でいいと思います。

○川田委員 それと、地方財政計画で、災害対策のお金もふやされています。今回、平成30年度予算を組むに当たって、地方財政計画による災害対策のお金がふえていますけれど、どのように反映されていると見ればよろしいのですか。

○阿部財政課長 ご質問の趣旨がわかりかねたところなのですが、もう一度、よろしいでしょうか。申し訳わけございません。

○川田委員 言い方が下手で、申しわけありません。

ことしの地方財政計画の中身を見ると、災害対策に関する、東北の震災分を除いた災害対策費の経費の予算もふえています。割り振りが変わっただけの話だと思えますが。だったら、災害対策にお金をつけますということになっているわけですから、今回の奈良県の予算書において、どのように反映をされているかという質問です。

○阿部財政課長 今、川田委員がおっしゃられたのは、地方財政計画の中でマクロの議論として、地方全体の災害対策に係る費用がふえているというトレンドにあるというところだと思います。全体のパイを決めた結果、奈良県にどのくらいお金が入ってくるのかというのが算定されることになるわけですが、本県についても、今年の台風21号の被害が大きかったところですので、台風21号に係る過年災の事業費が非常に大きくなっており、そういった意味では、国のトレンドと少なからず合っている部分があると思います。

○川田委員 個別の事業にも、災害における費用がかなりふえているという見方でいいと

ということですね。

○阿部財政課長 資料でいうと、例えば、「予算案のすがた」にも書いていますが、投資的経費が伸びています。そのうち災害復旧事業費が、増の割合の中で大きなシェアを占めていますので、そういう意味ではふえているというところですよ。

○川田委員 次に、「平成30年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の62ページ、63ページの利子及び配当金で、基金運用収入で、一覧表が並んでいます。運用収入についてもかなりの額が上がっていますが、どういう運用をされて、この額が出てくるのですか。

○阿部財政課長 基金の運用は、県全体の資金需要を加味し、一定期間、ある程度の現金をまとめて銀行預託するという形でしています。

銀行預託の方法は、県内に本店を置く金融機関に対して利率の照会をかけて、一番条件のいい形で運用しているところですよ。

○川田委員 ほとんど銀行利子と考えてよろしいですか。

○阿部財政課長 おおむね銀行預金ですよ。

○川田委員 これは平成30年度で議論していけばいいと思うのですが、銀行での運用が今まで多かったということですが、奈良県の銀行預貸率も非常に低いではないですか。40%ぐらいですか、今少し伸びたのか、その辺はわからないのですが。資金がだぶついた状態で預けているということですから、債券市場などに運用を変えていく方法もあると思うのです。たしか総務省の意見で、地方公共団体として資金需要という考え方から、債券市場の運用に関してもそのように考え方を持っていくべきであろうという、たしか審議会か何かの指摘だったと思うのですが、そういう意見もありましたので、その辺も検討いただく一つではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○阿部財政課長 先ほど、すぐ出てくればよかったのですが、最近の取り組みとして、他の地方自治体が発行している市場公募債の利率を見て、基金を預金運用するのと比較して有利であれば、一定の条件のもとで、債券運用も取りかかっているところですよ。金額としてはまだまだ小さい部分がありますが、そういった取り組みにも着手し始めている状況ですよ。

○川田委員 奈良県でも、ぜひそういった運用も考えていただければと思います。

よそで起債を借りたりもするでしょう。事業部によって違いますけれど、中で回すのは難しいかもしれないのですが、例えば水道局など、外の機関もあるではないですか。そう

いったところに貸し出すのも一つの手でしょう。香芝市でも、持っている財政調整資金はかなり余っていましたから。逆に、水道局はかなりお金を持っていましたから、提案して、起債を借りるのをうちで回したりしていました。それも市債残高には当然、計算上入れていきますけれど。そういった運用も可能であろうと。総務省にも確認して、よかったというから使っていたと思うので、そういった運用方法も、効率性を考えてやっていただければと思います。

基金の話が出たので、「平成30年度一般会計特別会計予算に関する説明書」69ページの、県債管理基金の繰入金です。今回103億2,100万円を崩されて、今回の予算に入れられているということです。

これは前に、決算審査特別委員会でも指摘しましたが、これだけのお金を、県債基金として積み過ぎだろうという議論もあり、繰り上げ償還をお願いしたところ、早速、阿部財政課長は取り組んでいただき、今回、100億円もの繰り上げ償還が可能になったということです。

これに対する効果は、ことし非常に大きく出ていると思うのですが、どれぐらいの効果になるのでしょうか。

**○阿部財政課長** 平成30年度予算において、県債管理基金を活用して100億円、臨時財政対策債の部分になりますが、繰り上げ償還を予定しています。経済管理基金に預けておくのと、将来の利子負担を考えたときに、どちらが得かというところかと思います。今回、試算では、100億円を繰り上げ償還することによって、その差分として、約1.5億円の効果があるものと見込んでいます。今後、金利の関係等はあるかと思いますが、現時点で1.5億円を見込んでいます。

**○川田委員** 大きな効果ですね。早速取り組んでいただき、財政課長に御礼を申し上げておきます。ありがとうございます。

ところで、臨時財政対策債ということは、年度を分散して、金利を含んだ交付税措置分が財政交付税措置をされてくると。前倒し償還をしたとしても、これは関係なしにあとずっと入ってくるという考え方でよろしいのですか。

**○阿部財政課長** 川田委員がおっしゃったとおり、交付税については、臨時財政対策債を発行したという事実をもって、そこから何年償還になるかを理論的に算出しますので、県として繰り上げ償還したかどうかは影響がないところです。

**○川田委員** 基準財政需要額には入っていくということですね。

ところで、返す部分がまだまだあると思うのですけれども、ここに寝かしているよりも、思い切ってやっていく、基準財政需要額も減らないのであれば、やっていくべきだと思うのです。その点については、平成30年度、お考えをいただくところになると思うのですが、いかがでしょうか。

**○阿部財政課長** 実際、その年によって臨時財政対策債の借換え額、繰り上げ償還の原資になる額が変わるため、来年どの程度償還できるかにもよりますが、できる限り進めていきたいとは考えています。

ただ、そもそも県債管理基金は、不測の金利変動といったものに対応するために積んでいる基金でもありますので、当然、経済情勢を見ながら判断していくことにはなると思いますが、今年度の方針としては100億円の繰り上げ償還をしたわけですので、来年度もできる限り、できるものについては検討していきたいというところです。

**○川田委員** その点は、財政課長の手腕でよろしくお願ひしたいと思います。

それと、県債管理基金に積んでいた分で、満期一括償はほとんどなかったのか。満期一括償は、幾らかあったのですか。

**○阿部財政課長** 満期一括償で臨時財政対策債を発行していますが、きちんと区分けをして、満期までとっておく分という形で基金の管理をしているところです。

**○川田委員** 満期一括償もあるということですね。わかりました。

基金の項目はこれでいいのですが、今回、財政課長の手腕で103億円を繰り上げ償還していただきました。ただ、そのために103億円を県債管理基金から繰り入れたわけですね。ところが、基金繰入金合計額は去年よりも約94億円ぐらいふえているのです。その分を引くと、この103億円がなければ結局10億円ぐらい基金繰入金が減ったという計算になると思うのです。前々から言っていましたけれど、基金は必要以上に積む必要はないと思っています。たしか財務省の審議会の資料の中でもそういう話も出ていましたので、必要以上には積むことはないと思うのです。今回、基金をいろいろ積んでいるところもありますけれど、基金を積んでいくのは、繰り出しですよ。繰り出しにあたって、算定基準は何かあるのですか。こういう事情になったから、これだけ積みますというのではなくて、とりあえずこれだけ積んでおこうというやり方ですか。そのあたりはきちんと決めていく必要があると思うのです。国でも、目的、効果性といったものを指摘されています。先ほど言っていたエビデンスもそうです。そういったものを持った上で、確実に積んでいくようにしなさいと。必要以上のものは積むなという考え方です。その点については、

いかがでしょうか。

○阿部財政課長 基金への繰り出しをどのような基準でというところで、先般もご質問をいただいていたところです。その際も申し上げましたが、基本的には、例えば土地などの資産の売却収入分は、地域・経済活性化基金に積んでいく、市町村からの貸付金償還金は、市町村とのまちづくりに使う地域振興基金に積んでいくといった大まかな方針は、現在あるのですが、どの基金にどれだけ積むのかという水準まで明確に定められているかというところ、そうではありません。そもそも必要な事業に幾らかかるのかを見定めるところも、国庫の入りぐあいや、どれだけ有利な財源を使えるのかという見通しを立てるのも、非常に日々情報がアップデートされていくところで、全事業を見渡して、このぐらいの基金の確保が必要かをすぐ出すのは、なかなか難しいところです。お示しできないのが心苦しいところですが、現状はそういう状況です。

○川田委員 これも平成30年度の課題になると思うのですが、算定基準を決めていただきたいと思います。

今、市町村振興基金の貸付金の話も出ましたが、前々から言っていますけれど、税金で集めたお金で、基金を積んでいて、それを市町村に貸すのは、民業圧迫に必ずなると思うのです。入札できたら、銀行など民間はかなり喜ぶのではないですか。民間の商売に手を出すというのは、地方公共団体同士ですが、行政、公共政策から考えたら、よくないと思います。私もあれからいろいろ意見を聞いてきましたが、いい話は聞かないということがありまして、倫理的なことも考えていただきたいと思います。検討事項として平成30年度、よろしくお願ひしたいと思います。

基金については、もう結構です。

あと、延滞金の予算が2億円ぐらい上がっているのですが、2年ぐらい前の決算審査特別委員会で言いましたけれど、3月31日の時点で、延滞金の調定見込み額が出ると思うのです。今回は予算ですので、これぐらい入るという予算を組んでおられると思うのですが、9月に決算審査特別委員会がありますが、決算書には、延滞金に関しても、奈良県が未収金として上げなければいけない金額ですから、奈良県が幾らのお金を取らなければいけないかというのは、貸借対照表にも載せていかなければいけない金額だと思いますので、今度の決算の際には、いわゆる未済額は必ず決算説明書に上げていただきますように、お願いしておきます。

あと、予算審査特別委員会ですから予算のことを聞くのですが、臨時財政対策債が

ことし若干減ったとはいえ、まだまだの水準にあるということで、臨時財政対策債を除いて、ことし県債もいくつかが上がっています。まだ補正などで途中ふえる部分もあるとは思いますが、この臨時財政対策債を除いて、交付税措置率は大体何%ぐらいあるのですか。平均で結構です。個別で聞けというのであれば、また後で聞くのもいいですけど、もしわかれば、教えていただけますか。

**○阿部財政課長** 臨時財政対策債を除いた起債総額288億7,200万円余に対して、交付税措置のある起債額が260億1,600万円余であり、交付税措置の割合を加味すると、93億4,900万円の交付税措置があるという状況です。

93億4,900万円余ですが、一番最初に申し上げた起債総額に対しては32.4%という状況です。

個別の内容については、部局審査時にお尋ねいただければと思います。

**○川田委員** 毎度毎度申し上げているのですけれど、32.4%の交付税措置率ということで、平均になっていると思うのです。交付税が後で支給されるというけれど、さきほどの基準財政需要額の話からいえば、交付税が返ってくるときに、これも算入されるわけではないですか。けれど、どんどんどんどん臨時財政対策債とほかの交付税の分もふえていますから、結局マクロがふえない限りは、いくらされているといっても、よそが包括算定で調整されてしまったら、結局同じことになっているのかと思います。財政課長に言っても仕方ないのですけれども、議論の一端としてお願いをしておきたいと思います。

次に、人事委員会事務局長にお聞きしたいのが、今年度の国の地方財政計画の中の留意事項として上げられているのですが、会計年度職員ということで、今度、制度が変わっていくこともあり、現在、奈良県では、非常勤職員として多くの方が雇われていますが、これについて、以前、人事課長に、どの法律を根拠に採用しているのかと聞くと、地方公務員法第17条とおっしゃっていました。これは本来人事委員会が採用するのだけれども、委任も可能だということで、知事部局に採用を委任していることになっているのですか。そのあたりの手続はどうなっているのでしょうか。

**○槌野人事委員会事務局長** 採用に関しては、競争で採用するものと選考採用するものがあります。基本的には、競争で採用するものについては、人事委員会で試験を実施しています。それ以外の選考採用については、それぞれの任命権者で基本的には対応していただいています。

**○川田委員** それは規則か何かで定めているのですか。定めていなかったら、人事の採用

に関しては担当は人事委員会ではないのですか。地方公務員法の逐条には、第17条に、規則を定めて委任する場合には、選考させても大丈夫ですといった通知が国から出ていと書かれてあったと思うのです。

今回、会計年度職員を導入しようとなった国会の審議も含めて、適正な運用をしなさいということで、何回も何回も通知もしているのに、全然実態が変わらないと。長期に、20年とか非常勤で働かれて、実際やめられるときに退職金すら払われなないといった問題が全国的にも裁判になったりなど、いろいろあったが改善がされずになかなか進まなかった。人事関係にも、約2年ぐらい前の総務警察委員会でもかなり議論した内容です。任用に関して、非常勤も一応任用されているわけですから、そのあたりの管理・チェックはきちんとやっていかなければいけないし、規則をつくって委任されているのであれば、それはそれで結構ですが、そのあたりはいかがですか。

○**榎野人事委員会事務局長** 済みません。準備してなくて、大変恐縮です。その辺については、後日、説明をさせていただきたいと思います。

○**川田委員** わかりました。改めて、よろしくお願いします。

もう1点お聞きします。昨年、職員の方がお亡くなりになられた問題で、本来、労働基準監督機関の権限に関しては人事委員会にあるということで、調査を求めた経緯がありました。そのときに、勧告というのか、呼び方はわからないのですが、何か指導をいただいた経緯があったということですが、後々よくよく考えると、その文書が総務部長宛てに出ていました。普通、総務部長宛てに出すといったものはないと思います。普通は県知事宛てに出すものだと思うのですが、そのときに気がつかなかったのもので、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○**榎野人事委員会事務局長** 今、お話しいただきましたのは、私どもが発出した文書ですが、自死された職員の勤務状況に関して、人事委員会が調査した結果について通知したものです。その文書の中には、人事委員会の調査結果、当該職員が時間外勤務命令がないにもかかわらず在庁していたこと、恒常的に長時間在庁していたこと、正規の勤務時間を除く在庁時間と時間外勤務命令時間との間に乖離が長時間あったことが認められたことを伝え、このような結果が認められたことは、職員の勤務管理及び健康保持の観点からも憂慮すべき状況であり、在庁時間のうち勤務と解されるものについては適切に対応するとともに、任命権者として改善に向けた取り組みを進めるよう求めた通知です。

なぜ総務部長宛てかという話ですが、今回の調査の実施に当たって、まず最初に、資料

の提出を求めました。資料を保有する所属が複数あったのですが、いずれも総務部に置かれていることから、総務部長に対し調査の実施について通知をし、調査項目に係る関係資料の提出を求めたところです。

次に、調査の結果の通知ですが、先ほども申しましたように、職員の勤務管理や健康保持について言及し、さらには勤務時間と解されるものの適切な対応を求めた文書で、対応を求めた内容である職員の服務や福利厚生等に関する事務を所掌する課が、総務部内に置かれていますので、調査実施の通知を総務部長宛てに出したことで、それから対応を求めた事務を所掌する課が総務部に置かれていることから、総務部を総括する総務部長宛てとさせていただきます、それが総務部長宛てに出した経緯です。

**○川田委員** 法律では、地方公務員法第8条第1項の4で、人事行政の運営に関しては任命権者に勧告することと明記されていますので、今からもう一度、県知事に出しておいていただきたいのです。せっかく調査いただいて、こんな細かい数字も調べていただいたので、法にのっとってやっていただかないと効果がないと思いますが、いかがでしょうか。

**○植野人事委員会事務局長** 今回の労働基準法に基づく調査は、先ほどの地方公務員法第8条のうち、先ほどおっしゃった第1項ではなくて第5項の適用になっています。特に知事や議長の明記はしていないところですので、それは1点、まず申し上げておきます。

もう1点、知事へ再度提出されてはどうかということですが、先ほど申した理由により総務部長宛てに出させていただきました。調査の実施結果通知を総務部長宛てにしたということも、基本的には人事委員会事務局ではなくて、人事委員会で決定したものです。通知後ですが、昨年12月には、時間外在庁時間が長時間となっている所属に対して、総務部長及び人事課長による面談を実施する旨の通知が、総務部長から各所属長宛てに出されました。また、ことしの1月には、各職員が自身の出退勤時刻を確認できるように、総務事務システムが改修されたと聞いています。これは職員の勤務管理や健康保持につながる取り組みが進んできているという感覚は持っています。

そのような改善に向けた取り組みが進められている中で、再度同じ内容の文書を知事宛てに出すのは、事務局的にはいかななものかと考えています。

しかし、先ほど申しましたように、この通知も含めて対応については人事委員会でご審議いただいている内容でもありますので、本日の内容については、当然、人事委員に、今の川田委員の意見についてもあわせて報告をさせていただきます。

**○川田委員** よろしく申し上げます。

ちなみに第5項。給与、勤務時間、その他勤務状況に関し講ずべき措置について、地方公共団体の議会及び長に報告することですから、両方に出しておいてもらわないと、及びですから。それも委員にお伝えをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、文書管理についてです。これは総務課長で結構ですが、この間、知事の答弁の中で、今までは総務課を通過していなかったと、答弁の録画を何回も見ましたが、そのようにおっしゃっていましたが、今まで開示請求をしていた中で、時間があまりにもかかるので、まだですかと催促をしたら、今、総務課を通過しています、今、総務課にありますといった返答を今までいただいていた。事務分掌か決裁規程か、何か全部総務課長の合議が要りますよね。印鑑がたしか要ったはず。だから、どんな書類でも総務課長は必ず通っていましたよね。その確認だけ、お願ひしたいのですが。

○東総務課長 情報公開請求の対応についてです。

川田委員からご指摘のように、今回、担当者のメモという形で情報開示の対象文書ではないと判断したものについて、情報公開審査会において総合的に判断すると行政文書であると。改めて開示について決定するようという判断をいただきました。

その対応として、今後、行政文書該当性の判断をきちんとしていくためにどうするかということで、知事が、総務課でもっとかかわってきちんとやっていくように述べたところ。です。

従来から確かに総務課は、どういう開示請求があつて、県庁の中で今どこの課がどのように受けているかを全部把握して、場合によっては相談を受けるという形でかかわっていましたが、ある程度は原課に判断が任されているところもありました。これからは、ほかに文書はないかなど、もっと能動的に総務課が問いかけをして、それぞれの事業課がある程度知っているではなくて、もしかしたら十分な判断知識がないかもしれないという認識を持って総務課から問いかけていくと、それを必ずやるという意味で、実態は今後変えていく予定です。以上です。

○川田委員 わかりました。開示請求で対象になっていて、黒塗りの非開示部分の審査は最終、総務課を通るでしょうけれど、そこまで上がっていない書類に関して、今回のようなケースについても今後総務課が関与して、チェックをいただくという解釈でよろしいということですね。

○東総務課長 そのとおりです。

○川田委員 わかりました。

このことに関しては、多少疑問もありますが、前進していただきますようお願いしたいと思います。

今、質疑した内容は、全部は聞かないですけど、総括審査で知事にお聞きします。

以上です。

○奥山委員長 人事委員会事務局長が何か言いたいそうです。

○榎野人事委員会事務局長 先ほど失礼しました、答弁の修正をさせていただきたいと思っています。

○奥山委員長 はい、いいですよ。

○榎野人事委員会事務局長 先ほど、第5項と申していましたのは、地方公務員法第58条の第5項で、労働基準監督機関の職権を委任を受ける部分の第5項が、記憶の中にあつたので、そこを申してしまいました。

実際は、地方公務員法第8条1項第12号に基づく権限で実施したものです。

失礼しました。

○奥山委員長 これをもって歳入、総務部、南部東部振興、くらし創造部、景観・環境局の審査を終わります。

明3月13日火曜日は、午前10時より、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行います。

それでは、これで本日の会議を終わります。